令和６年第４回本巣市議会定例会議事日程（第２号）

令和６年12月５日（木曜日）午前９時　開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	廣瀬知倫
議会書記	内木雅浩		

午前９時00分　開議

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

今日、明日、一般質問ということで、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第１　一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第１、一般質問を行います。

１番　吉村知浩君の発言を許します。

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

通告に従い順次質問させていただきます。

ここ最近、沖縄の派遣報告会やホープ防災リーダーズ東北派遣の報告会、第２層協議体報告会等、様々な会議に出席する機会を与えていただきました。そこの中で、自分が同じことを言っているなということに気づきました。

子どもたちが自分たちで何かをやってみたい、主体的に何かをやってみたいという話が多く聞こえてきました。僕は最近、２層協議体の中で、サロン、老人の方が集まって集いの場を設けるというようなことを話し合ったりする会議に出席することが多くあります。その人たちも、自分たちで何かやってみたい、市のために何かをやりたいということを多くしゃべってみえます。

単体・単体の団体が何かをするのではなくて、この団体とこの団体と協働で、例えばお祭りをやるにしても、ただお祭りをやるのではなくて、ホープ防災リーダーズと実行委員が一緒になってつくり上げて防災力を高めるお祭りができると面白いよねとか、自分たちの持っている知識とまた違う知識、ホープ防災リーダーズが老人のところに行って、集いの場で、みんなで防災について老人と語り合うとか、そういった部分ができるといいね、縁と縁をつなぐというようなことができるといいよね。一石二鳥、三鳥、市長がよく言う最少の投資で最大の効果が得られる、そのようなことかなと思っています。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず１点目の質問。新庁舎の開庁について。

７月16日に新庁舎が開庁して５か月がたとうとしています。環境の変化によって職員の精神的負

担が懸念されるところであるかなと思って質問をさせていただきます。

まず１点目の質問、今まで分庁舎方式で行っていたことが統合されて、生まれた変化についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問に対しての答弁を谷口副市長に求めます。

副市長　谷口君。

○副市長（谷口博文君）

それではお答えします。

７月16日から新庁舎を開庁し、もうすぐ５か月を迎えようとしておりますが、その中で庁舎を統合したことによって大きく変わったと感じる点を申し上げたいと思います。

まず一番大きな点は、これまで市民の皆様に負担を強いていた各種手続における庁舎間の移動の解消や、窓口相談のワンストップ化などにより、市民サービスが向上した点が上げられます。

新庁舎では、１階に市民の皆様の利用頻度が高い窓口を集約し、各種手続のワンストップ化を図っております。さらに、発券機やセミセルフレジなどの導入、申請書の作成支援など、窓口での４つの「ない」（迷わない・書かない・動かない・待たない）のスマート窓口によってスムーズな手続が可能となっております。また、プラスワンとしてスマートフォンからなどのオンラインサービスも導入し、市役所に行かなくても各種手続が行えるサービスも拡充しております。

加えて、福祉総合相談室やおくやみ窓口の設置、おくやみハンドブックの作成など、ワンストップで必要な手続を行えるよう、市民の皆様の暮らしに寄り添った新たな窓口も開設したことで、市民サービスが大きく向上しているものと考えております。

次に２つ目として、職員間のコミュニケーションやチームワークの強化が上げられます。

これまで部局単位で各分庁舎に分散していたことで連絡調整がスムーズにできなかったり、職員のコミュニケーション不足などから連帯感の向上を妨げる要因となっておりましたが、庁舎統合により組織が集約されたことで、スムーズな部局間の連携・協議が可能となり、スピード感を持った意思決定や部局間、職員間のコミュニケーションの活性化から職員同士の信頼関係が深まり、これまでより組織のチームワークが高まってきていると感じております。

次に３つ目として、災害や危機事案への初動体制の迅速化が上げられます。

８月８日に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）では、素早く全職員に自宅待機を指示するとともに、災害警戒本部会議を開き、地震発生時の被害想定の把握や各部局が取るべき今後の初動対応を整理させるなど、災害発生時の迅速な初動体制を取ることができました。

そのほかにも、８月末の台風第10号では、線状降水帯による大雨が予想されたことから、速やかに幹部会議を開き、風水害のタイムラインを全職員と共有したほか、先月、市内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの対応についても、速やかに家畜伝染病防疫対策本部会議を開き、職員の協力体制など連携を密にした対応を講じるなど、庁舎が一つとなったことで職員への指揮命令が迅速化され、災害や危機事案に対する市の対応力が強化できていると考えております。

このように、分庁舎方式から庁舎を統合したことで、全庁的な組織力が向上していると感じております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

１つは市民サービスの向上、２つ目が職員間のチームワークの向上、３つ目、災害時の危機事案に対する対応力の強化。いいことずくめの答弁ありがとうございます。しかし、効率化の中で生まれるひずみは必ずあると思うので、そのひずみに敏感に対応していってほしいなと思っています。

２つ目の質問に移ります。

良好な職員同士の関係構築に際し、取り組んだことはあるかお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口副市長に求めます。

副市長　谷口君。

○副市長（谷口博文君）

それではお答えします。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、職員間のコミュニケーションやチームワークの強化は、よりよい市民サービスの提供に必要不可欠です。そのため、新庁舎となってからは、顔の見える関係づくりを大切に、様々な取組を進めております。

まず１点目は、若手職員同士の関係性の構築です。

毎年、入庁１年目から３年目の若手職員が業務に必要な基本的知識を習得する基礎事務研修を実施しておりますが、これまでの講義形式から、机を囲んでのグループ形式に変更したことによって、入庁同期の職員同士、お互いの顔を見て研修を受けることでコミュニケーションが取りやすくなり、休憩時間には談笑する様子も見られました。

２点目は、顔の見える関係性の構築です。

これまでは分庁舎方式であったため、年代が違う職員では顔や名前を知らないという職員が多くいました。そのため、手始めに部局長の顔と名前を覚えてもらおうと、先ほどの基礎事務研修の始まりに、私と部局長と若手職員とでお互いの自己紹介を行う時間を設け、顔の見える関係性の構築に努めました。

さらに、市長、副市長、教育長と会話をする機会がほとんどない若手職員とランチミーティングも行いました。昼食を共にしながら、リラックスした雰囲気の中で意見交換を行い、コミュニケーションを深めることができたのではないかと感じております。

そのほかにも、風通しのよい職場環境の改善に向けて、挨拶の徹底や執務室内の整理整頓にも取り組んでおります。

職員同士でも擦れ違う際に挨拶をすることで会話の量が増え、結果として報告・連絡・相談がし

やすい職員同士の連携、支援体制の構築につながるよう努めております。

また、執務室内では、カウンターやキャビネットの上に書類や備品などを置かないよう整理整頓することにより、フロアの見通しをよくすることで、課と課の壁がなくなり、所属を越えて会話がしやすくなってきているなど、職員間の顔の見える関係性の構築に努めているところでございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

職場で悩みを一番に相談できる仲間づくりというのはすごく大事だなと思っています。そこの中でも、同世代の職員との関係構築は、職場で少し不満があったりとか、悩みがあったりとかいった部分、一番初めに相談するのは同世代の仲間だと思うので。

以前、本巣市フットサル大会で僕も選手として出場して、最下位争いをしたのが本巣市の市役所職員チームでした。何とかうちが勝利したということもあるんですけど、でもすごいなと感心しました。市役所の仲間でチームをつくって、市内のフットサル大会に参加したということが、ここのチームの中ではそういう悩みや何かを相談し合える仲間なんだろうなと。そういう場の提供もこれから検討していってほしいなと思います。

ランチミーティング、とてもいい試みだと思います。継続がすごく大事かなと。参加した人の意見をまだちょっと聞いていないのかなという部分ではありますが、まず間違いなく若手の職員は味がしなかっただろうなと感じています。市長や教育長や副市長と直接面と向かってお弁当を食べても、ソースなのかしょうゆなのか分からないぐらいの感じだろうなと。ただ、継続していくことで、その関係はどんどん良好になって、よし、今日は市長にこれを言うんだとか、教育長にこれを言うんだということを持ってランチミーティングに臨めるようになるのかなと思うので、ぜひ継続をしていってください。

それでは、今後の課題をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口副市長に求めます。

谷口副市長。

○副市長（谷口博文君）

それではお答えします。

新庁舎が開庁し、分庁舎方式の課題であった職員間のコミュニケーション不足は、先ほどの職員同士の顔の見える関係づくりに向けた取組により改善されてきていると考えております。

しかしながら、庁舎を統合してからまだ５か月ほどということもあり、１階、２階といったフロアをまたぐ縦のつながりは浸透し切れていないところもあると考えております。

フロアに限らず、上司と部下、世代を超えた縦のつながりも大変重要であると感じております。そのためには、職員同士のコミュニケーションを良好なものにしていく必要があり、挨拶が非常に

重要であると考えております。

これまでも職員には挨拶の徹底を図ってまいりましたが、いま一度、自分たちが働く職場を今以上に働きやすい環境にしていくための手段の一つであると再認識してもらい、職員同士、良好な関係性を築いていくとともに、職員のモチベーションアップにつながるような取組も行いながら、元気で明るい職場づくりを目指していきたいと考えております。

市役所という文字は、まさしく市民の役に立つところと書きます。つまりサービス業であります。市民の皆様が来庁される際に、元気で明るい職場であれば、気持ちよくお客様をお迎えできることができ、市民の皆様に、より質の高いサービスを提供できると考えております。今後もこうした思いを職員と共有しながら、さらなる市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

１階、２階のフロア間の職員間コミュニケーションが課題だということで、１階の職員ＶＳ２階の職員で運動会やボウリング大会などやったりとか、今朝の新聞で体力測定がこれからの課題だみたいな記事があったと思うんですけど、学生は体力測定をやるんだけど、学校を卒業してからの体力測定ができていないので、その辺ができるとさらなる健康増進につながるんじゃないのかみたいな記事をちょっと拝見したんですが、そういった部分を市役所から取り入れて、ゲーム性を持って、課題を、弱みを強みに変えるような、１階フロアＶＳ２階フロアみたいなふうにやったりとか、いろいろ面白いことができそうだなと思いながらその記事を読んでいました。

ぜひ、さらなる市民サービス向上のためにも、職員間のコミュニケーションを密に取って、いい職員関係を構築できるようによろしくお願いします。

それでは、大枠２点目の質問に移ります。

障がい者福祉についてです。

11月15日付の報道で、Ａ型就労支援事業所の閉鎖が相次ぎ、4,000人以上が解雇されたとの記事が掲載されました。

本市におけるＡ型及びＢ型就労事業所の施設数及び定員についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

障がい者に対する就労支援といたしまして、障害者総合支援法における就労系の福祉サービスには、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の４種類のサービスがございます。このうち、一般企業に雇用されることが困難である障がい者で、雇用計画に基づく就労

が可能な人は就労継続支援Ａ型を、雇用契約に基づく就労が困難な人は就労継続支援Ｂ型のサービスを利用しております。

また、本市に所在がありますＡ型及びＢ型の就労継続支援事業所の施設数及び定員につきましては、Ａ型の事業所は２か所、定員数はそれぞれ10人と12人であり、Ｂ型の事業所は８か所、定員数はいずれも20人となっております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

それでは、今回の報道にあった件、国の施策が変わってというようなものだったと思うんですが、それに対して本市の市民に与える影響の有無についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、２点目の御質問にお答えをいたします。

11月15日の新聞報道におきまして、就労継続支援Ａ型事業所の閉鎖が今春から全国で相次ぎ、３月から７月まで少なくとも4,279人の障がい者が解雇されたことが厚生労働省の実態調査で判明し、障がい福祉サービスの対価として国が事業所に支給する報酬を本年４月の改定で引き下げたことが要因とされております。

本市の市民で就労継続支援Ａ型のサービス利用者は、本年11月末現在で35名、うち市内事業所の利用者は３名であり、市内事業所につきましては、事業所の閉鎖はございませんが、１事業所が事業縮小により新規利用者の受入れができないとお聞きをしております。

なお、市外事業所の利用者のうち、Ａ型事業所の廃止によりＢ型事業所へ移行した利用者は２名、別のＡ型事業所に移行した利用者は１名、Ａ型事業所の事業縮小によりＢ型事業所へ移行した利用者は１名となっており、４名の利用者に影響があったと言えます。

いずれにいたしましても、就労継続支援事業は、障がい者の就労支援の機会を確保するための障がい福祉サービスであることから、国や県の動向を注視するとともに、今後も障がい者に就労や生産活動の機会を提供することができるよう、地域資源の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

確認の再質問になると思うのですが、一番起きてはならない、昼間行く場所がない、昼間の居場所が確保できない人は、今回のことではなかったという認識でいいですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問にお答えをいたします。

今回の就労継続支援A型事業所の閉鎖などにより、本市利用者への影響はありましたが、利用者全員の日中活動の場は確保できている状況でございます。

就労支援に係る障がい福祉サービスを利用する上で、事業所等相談支援専門員が利用者本人の意向を最大限に聞き取り、行き場を失うことがないよう次につなげていただいた結果、日中活動の場が確保できたものと認識しております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

また、今回のように国の施策で市民に影響が出ることがこれからも予想されると思います。障がい者就労事業所には、現在、民間企業も大分興味を示しているということも聞いています。受入先を増やす意味でも、民間企業が雇用しやすい状況、環境づくりにも取り組んでいただけることをお願いし、次の質問へ移りたいと思います。

それでは、大枠３点目の質問に移ります。

自転車用ヘルメットの助成についてです。

質問理由としましては、ヘルメットの着用が努力義務となりましたが、未着用の高校生も多く、行政で取り組む必要があるのではないかと考えているためです。

１点目、本市で取り組んでいることはあるか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、自転車用ヘルメットの助成につきまして、本市の取組をお答えさせていただきます。

令和５年４月に公布された道路交通法の一部改正により、全ての自転車運転者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされました。

岐阜県ではそれに先立ち、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、令和４年10月より、全ての自転車運転者に対して乗車用ヘルメットの着用を、また高校生以下の年齢の児童・生徒等の保護者に対しては、当該児童・生徒等に乗車用ヘルメットを着用させることを努力

義務といたしました。

本市といたしましては、従前より小・中義務教育学校の新１年生を対象にヘルメットを支給していましたが、本条例の基本理念の下、令和５年度からは、その規格を安全基準に適合した自転車乗車用ヘルメットへと変更し、より安全なヘルメットの支給に努めております。

御質問にありました高校生を対象とした助成に関しましては、現在、市が行っているものはございません。これにつきましては、一部の県において補助制度を創設しているところもあることから、昨年、本年と、ヘルメット購入を支援する補助制度の創設を県へ続けて要望しているところでございます。

なお、高校生のヘルメット未着用は購入費用以外の理由も考えられますことから、引き続き北方警察署や交通安全協会と連携しながら、小学校における交通安全教室の中で、自転車に乗り始める時期からヘルメット着用の重要性を伝え、着用促進につなげていきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

義務教育学校の生徒のヘルメットが令和５年から令和10年には全て認定ヘルメットになること、まず感謝申し上げます。ありがとうございます。

かっこいい自転車ヘルメットと検索をかけると、今いろいろな認定のヘルメットが出てきます。購入費以外の理由にもアプローチできるように、ぜひ一人でも多くの命を守るといった意味でも、お金以外の施策みたいなものもお願いしたいなと思います。

もうすぐ岐阜県の県知事が替わることが予想されます。そういった意味でも、県に要望するといった意味の意義は大きいのかなと、一つのチャンスなのかなといった部分があります。聞くところによると、ほかの県ではもう助成が始まっているところも多くあるというふうに聞いているので、岐阜県もぜひ粘り強く県のほうにアプローチしていただいて、このタイミング、一つの大きなタイミングだと思うので、県に今まではなかなか通らなかったものも、ひょっとすると通ることもあると思うので、引き続き要望をよろしくお願いします。

それでは、大枠４点目、最後の大きい質問に移りたいと思います。

国民健康保険診療所についてです。

なぜ質問するか。皆さん議員や執行部の方には、耳にたこができるほど聞いていると思いますが、僕は根尾の診療所をこれからも守っていくために話し合うべきだと思っています。

それでは、１つ目の質問、現状の診療科目と近年の一般会計からの繰入金の状況をお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問への答弁を加納市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えいたします。

現在の診療日につきましては、根尾診療所は月曜日から土曜日までの週６日、外来診療を行っております。診療時間につきましては、午前８時30分から12時までとなっており、火曜日と木曜日につきましては、午後４時から７時まで、夕方診療も行っております。また、根尾診療所では、歯科診療を毎週火曜日の午前９時から午後４時まで行っております。診療科目につきましては、内科、外科、小児科、リハビリテーション科、また月曜日を専門科診療として、隔週で整形外科と脳神経外科の診療を行っております。

本巣診療所につきましては、月曜日から金曜日までの週５日、診療時間につきましては、午前８時30分から12時まで、毎週木曜日は午後４時から７時まで、夕方診療も行っております。診療科目につきましては、内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科の診療を行っております。

近年の一般会計から国民健康保険特別会計（施設勘定）への繰入金についてでございますが、令和元年度は8,000万円、令和２年度は8,800万円、令和３年度は6,600万円、令和４年度は6,200万円、令和５年度は9,876万9,000円となっております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

初めて知ったときに、僕驚いたことに診療科目の豊富さということがあります。今聞いても、僕が驚いたということは、知らない市民の方も多いのかなといった部分で質問させていただきました。

それでは、２点目の質問、今回変更になった内容についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えいたします。

診療所につきましては、近年の人口減少や受診者の高齢化により、診療所への来所者が減少し、その結果、診療収入が減少していることから、恒常的な赤字経営となっております。

そのため、患者数に応じた診療体制に見直すこととし、現在勤務しております医師３名のうち、会計年度任用職員の医師１名を来年度以降は更新せず、２つの診療所を２名の医師で診療していく予定をしております。

また、診療日につきましても、患者数に応じた診療日数に見直すこととし、根尾診療所につきましては、月曜日から金曜日の週５日の診療日に変更し、本巣診療所につきましては、月曜日、水曜日、金曜日の週３日に変更するものでございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

医者の数を減らして、根尾は土曜日を休みにした、本巣は週３日に診療日をするというような内容で、診療科目については変更がないという答弁だと思います。

そこで、再質問をお願いします。

恒常的な赤字経営だから診療体制を見直すというような答弁があったと思いますが、この変更で恒常的な赤字はどうなることを予測しているのか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えいたします。

患者数に応じた診療体制に見直すことにより、２つの診療所を一体的に運営することで職員体制を見直し、人件費などの経費の削減を行っていきたいと考えております。

しかしながら、近年の人口減少や受診者の高齢化により、診療所への来所者の減少による診療収入の減少は今後も予測されるため、恒常的な赤字が解消できるわけではないと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

それでは、今後の計画についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えいたします。

診療所につきましては、年々患者数が減少していることから、来年度からの診療体制を見直し、診療日も変更させていただく予定としております。

今後につきましては、今回の診療体制の見直しによる運営状況を注視しながら、地域住民の皆様に必要な医療を継続的に提供できるよう、経営の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

注視しながら取り組んでいくといったような答弁だと思います。

再質問をお願いします。

もう一度、計画の有無をお答えください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えさせていただきます。

今回、診療体制を見直すということにより、今後の運営状況、患者数の推移を注視しながら見ていくということでございますが、今後計画ができるようなことを検討しながら経営改善に進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

計画はないんだろうなという答弁だったと思います。

冒頭で述べたとおり、地域医療を守る、それが目的です。計画の目的も、どうすれば地域医療を守っていくかを計画の趣旨とし、段階的にはなると思いますが、計画を持って計画的に進めていくことが、市民の理解も得られやすく、積もりができると思います。

よく言われることで、あのときああしておけばよかったやんけと僕よく言われます。そうならないためにも、計画性を持って、まずは計画の作成をとにかくお願いして、僕の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、２番　髙橋知子さんの発言を許します。

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

主に３つの質問を予定しています。

本日は12月５日、12月に入って、今年も残すところ僅かとなりましたが、本当に暖かい12月だというふうに感じます。

うちも柿を作っているのですが、本当に今年の柿農家さんにおきましては、カメムシの被害や、また色づきの悪さで、今もまだ柿ちぎりが終わっていません。

このような状況は本巣市だけではないのですが、やはり本巣市は柿のまちとして、この本巣の代表的な代名詞とも呼べる富有柿のまちとして存在しているので、まちとして何かをやっていけないかなと思う日々です。

さて、先月、11月には、11月10日本巣市20周年記念イベントが行われ、多くの方に来場していた

だけたとのことです。食のイベントやお笑いステージなどがメインではありましたが、モレラ北側にあったもっともとすエリアでは、本市内の学校の学生がそれぞれ工夫を凝らした展示やワークショップをしており、私も子どもたちも一日楽しませていただきましたし、大変勉強にもなりました。

こうした子どもたちの活動の基盤となるのは、やはり教育です。教育に投資することで還元されるものはすぐ形となって目に見えるものとはいきませんが、近い将来、必ずや返ってくるものであり、その効果はどんな目先の授業よりも実は一番還元率が高いものであると私は確信しています。

しかし、現在その投資先である子どもの数は、日本全国で大変減少しており、少子化は日本全体の課題なわけですが、本巣市においては、前回の一般質問でも取り上げさせていただいたとおり、20年前の出生数は市内全体で299人だったのに対し、昨年は149人と20年間でほぼ半分になっているという大変大きな課題であると皆さんも認識されていることと思います。そして、特に根尾地区や外山地区では喫緊の課題です。外山地区のほうは、学校の在り方検討会などで検討中とのことですが、こうしたピンチ、ピンチではありますが、逆にチャンスでもあると思っています。

そこで、１つ目の根尾学園の今後について質問に入ります。

根尾学園の特色ある教育は、本巣市の教育のすばらしさを代表する本巣市の宝であると思います。この秋に新しくなった本巣本ナンバーファイブ、このように色もぱっと目を引く青色になって、中身もとても、今までとはまたちょっと違う形になっています。この中で、注目せずにはいられない先進的な公教育と題して、巻頭から６ページにわたり教育を取り上げていただいています。ありがとうございます。その中でも、一番最初に根尾学園の主体性を育む教育がＰＲされていました。

しかし、そんな根尾学園が今、危機を迎えているのではないかと私は大変心配しています。それは根尾学園の先ほどから言っている少子化の問題、児童・生徒の数です。

現在、根尾学園の子どもの数は45名ですが、その約半分が中学生の年齢に当たる子どもたちで構成されています。転入してくる子どももその年齢がほとんどで、毎年小学校１年生の年齢で入学予定の児童は、現在根尾幼児園に通っている子のみと聞いています。参考までに、現在根尾幼児園に通っている子は、園児の数は年長が２名、年中が１名、年少が１名、そしてその後の２歳児と１歳児はともにゼロとお聞きしています。

幾らすばらしい学校でも、子どもがいなければ宝の持ち腐れです。今こそ、特色ある根尾学園を本巣の宝として生かす、より具体的な策を考えるときではないでしょうか。つまり、根尾学園が根尾地区以外の子どもたちの選択肢となるような策が本気で必要ではないかと考え、質問します。

まずは、通学の補助として、南部地域からのスクールバスや樽見鉄道の補助など、根尾地域以外からも通学できるようなサポートの考えはありますか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

通学の補助として、南部地域からのスクールバスや樽見鉄道の補助など、根尾地域以外からの通

学できるようなサポートの考えについてお答えします。

根尾学園には、今まで県内外、市内、海外などから転入してきた児童・生徒が在籍し、根尾学園の特色ある教育によって生き生きとした学びの取組を行っています。また、全校縦割りチームの異年齢集団の中では、温かな人間関係の中で安心感を持って生活しています。

少子化が進んでいる根尾地域において、根尾学園を持続可能な状況にするため、通学に対して樽見鉄道の補助を行っております。樽見鉄道を利用し、根尾学園へ通う本巣・糸貫・真正地域に在住の自宅通学者に対しては、本巣市自宅通学者及び下宿通学者に対する補助金交付要綱によりまして、通学定期代を全額支給することとしております。

しかし、樽見駅から市営バスを利用して根尾学園まで行くことは可能ではありますが、始業・終業に合わせた市営バスとの時刻調整など課題もありますので、今後のサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、南部地域からのスクールバスの運行につきましては、ある程度の通学者の人数確保が重要となりますので、通学状況に併せて検討してまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

根尾学園の子どもたちが南部に進学して通学するときの補助があることは知っていたのですが、反対も現在もあるということは知りませんでした。

しかし、今、事務局長の御答弁にもあったように、実際にそれを利用している子どもがいなくて利用できないような補助では、あまり意味がないような気もします。

樽見鉄道においては、神海駅での連絡ができなくなったことなどで、ダイヤの変更は仕方がないのかなということもあるのですが、そもそも樽見鉄道には毎年本巣市の多額な予算を投入しているので、本巣市民の、本巣の子どもたちのためにダイヤを合わせていただく努力をしてもらうのはいいんじゃないでしょうか。努力をしていただくのもありではないのかなというふうに思います。

しかし、本音を言えば、例えば南部にいる小学校１年生の子が根尾学園に通学することになった場合、親の立場からすると、１人で樽見鉄道に乗せることにはまだ不安もあります。本当は庁舎の前などから市営バスで根尾学園まで直通で行ってほしいです。

皆さん、先ほどから南部の子どもたちがというふうに言っているんですが、本巣市の学校制度として、就学指定学校変更ということができるのを御存じでしょうか。

本巣市は、学校は本巣市が指定する住所がある地区の学校への就学が原則なのですが、小・中学校、義務教育学校入学時のみ、本人及び保護者が希望する市内の学校を選択し、就学することが可能です。例えば住所的に真桑小学校の１年生に入学予定の子どもでも、住所を変更しなくとも根尾学園の１年生になれるということです。

私はこの制度を根尾学園の児童数を増やすのに大いに利用すべきだと思います。なぜなら、根尾

学園の中の教育には、そうまでしても通う価値があると思うからです。

実は今年、現在年長で、この制度を利用して根尾学園の入学を考えた園児が数名いました。しかし、やはり自分たちの送迎によって毎日片道車で40分というのは大変大きな壁であり、結局は入学を断念しました。まだ６歳の子どもに１人で樽見鉄道に行かせることもやっぱり心配です。しかし、そういった問題もある程度の年齢になれば、そういう選択肢を選ぶことも可能となるとは思います。

現行の制度では、他地区の学校は小学１年生や中学１年生のタイミングでしか根尾学園を選択できません。根尾学園に限り、何年生からでも入学できるようにはできないでしょうか。根尾地域以外からも進学しやすくなるように、そのほかに教育移住や教育留学のような制度などをつくるお考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

教育移住や教育留学の制度をつくることについてお答えします。

根尾学園も開校から３年目を迎え、その特色ある教育が県内外に広まりつつあります。根尾学園の教育アドバイザーである熊本大学准教授の苫野一徳氏は、根尾学園の特色ある教育課程である探究学習や異年齢集団の実践について、ＳＮＳや音声プラットフォームで紹介をしてくださり、大きな反響を呼んでいます。

さらに、苫野氏の地元である熊本市教育委員会をはじめ、県内外から50を超える教育委員会や学校などが根尾学園を視察に訪れ、特色ある教育と子どもたちの育ちを実感されているところです。

教育移住、教育留学については、既にその取組を始めています。

本年度の全国移住フェアにおいて、本巣市全体及び根尾学園の特色ある教育について、独自に作成したリーフレットを参加者に配布するなどして、教育移住について積極的に働きかけを行いました。全国に目を向けてみますと、人口が減少している自治体などでは、教育移住や教育留学のプログラムを用意し、積極的な働きかけをしています。

根尾学園開校以来、英語教育を中心に交流を進めている長崎県壱岐市は、小学校１年生から中学校３年生までの児童・生徒をいきっこ留学生として受け入れる制度を実施しています。児童・生徒のみで壱岐の家庭にホームステイをしながら、壱岐市の小・中学校に通学するプログラム、しま親留学、家族全員で移住する親子留学などを設け、補助金を支給するなどして、市が総力を挙げて取り組み、その成果を上げています。

壱岐市の離島留学では、自然豊かな島で伸び伸びと育つ、島の子どもたちとの交流や島の文化・風土を知り視野が広がる、環境を変えることで、新たな自分の発見や強さが身につくなどをメリットとして打ち出しています。

こうした壱岐市の環境や離島留学の方針は、根尾学園が目指す教育と一致する点が多くあります。根尾学園ならではの特徴は、全学年教科担任制での専門性の高い学びに加え、探究学習を中心とし

た学びにあります。自己選択・自己決定を繰り返しながら、自分の目指す姿を実現するという、これからの日本の教育の中核となる学びが実現できています。また、家族のような温かい異年齢集団で、伸び伸びと活動できているよさがあります。こうした点を付加していけば、教育留学は子どもの未来にとって有益な選択となる可能性を秘めています。

今後、教育移住や教育留学の実現に向けては、何よりも学園関係者の総意で進めることが重要であり、地域の方々の協力がなければ前に進みません。実現可能な方法を見いだし、制度化も含め、教育移住・教育留学を前向きに検討してまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

ぜひ、もとすっこ留学制度みたいなものがつくっていただければというふうに思います。

また、独自のリーフレットもあり、既に取組を始められているとのことで、その独自のリーフレット、本巣市外の方に配られているということだと思いますが、この本巣本、先ほど御紹介した本巣本もそうなんですけれども、ぜひ本巣市の方にも配っていただき、本巣市はこんなにいいところなんだというのをより実感していただきたいなというふうに強く思います。

皆さん、本巣市民の方に限らず、岐阜県民の方は、基本的にはほとんどの子どもたちが自分の住所の小学校に進学しているのですが、最近はやっぱり私立を選ぶような家庭も出てきましたし、特に中学校に至っては珍しいことではもうありません。これが全国に見るとその数はもっと多いです。

また、私立だけでなく、公立でも特色があるところは移住先の選択肢となります。今、先ほど教育長がおっしゃられたような留学制度、実は私の、岐阜の方でもそういった離島留学を今現在されている友達もいます。お隣の岐阜市でも、特色ある小学校の近くには移住されてくる家がありますし、愛知県などでもそういった小学校が存在します。

私の子どもが通っている園では、子どもの小学校のことを大変早くから調べる家庭が何軒かありまして、私が知っているだけでも３軒の家庭が、本巣市在住の方ではないんですけど、子どもの小学校選びを軸として他県へ移られました。愛知県にも長野県にも、移住してもいいからその学校へ入学したいのに、定員がいっぱいで入れないぐらいの学校が存在します。

そういった家庭は、では一体どのようにその小学校を選ぶのでしょうか。今の時代はやはりネット検索からスタートする家庭が多いのではないでしょうか。実際に、根尾学園にも、そのように検索から根尾学園を知って転入した生徒がいらっしゃるということをお聞きしています。しかし、まだほんの数名です。もっと来てほしいし、もっと来てもらえると思っています。

今も既にすばらしい特色があるということを今、教育委員会事務局長や教育長の答弁にもあった根尾学園ですが、私はさらに、今、小さい子がいる家庭が求めている教育を、特に小学校の学年である初等部に増やすと、とても面白いことが起きるのではないかと思っています。

そこで質問ですが、根尾の自然をより生かした体験学習を増やすことやイエナプラン、イエナプ

ランとはドイツで始まりオランダで普及した教育方法で、一人一人を尊重しながら自立と共生を学ぶ教育なんですが、その認定校を目指すなど、教育への関心が高い子育て世帯へ分かりやすい特色を、要は検索に引っかかりやすい特色を根尾学園に増やしてはいかがでしょうか。お尋ねします。

〇議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

〇教育長（川治秀輝君）

根尾学園に分かりやすい特色を増やすことについてお答えします。

根尾学園は、日本の教育課題を踏まえ、これからの日本の教育の方向性を示す未来に向かう理想の学校を目指し、全国に例を見ない教育課程を実現させてきました。

自然を生かした体験学習については、特にふるさと科で、根尾地域の自然に親しみ、そこから学ぶプログラムがふんだんに盛り込まれています。

例えば、根尾地域最大の自然、特色である森林環境について学びを深めています。森林の伐採や植樹、間伐材を使用してのものづくり、さらには森を散策しながら心と体の健康保持について考える森林セラピー、淡墨公園周辺をふんだんに使った遊びなど、他校にはない根尾ならではの自然体験を行っています。

また、イエナプランにつきましては、根尾学園の異年齢集団による１年生から９年生までの縦割りチームでの活動や学びへ、教科における自由進度学習など、自分で学習を計画し、やり遂げる方法などは、まさにその理念と共通する点が多くあると捉えています。これらについては、内容の発展やその周知の仕方について、根尾学園の子どもたちや先生方と一緒に考えていきたいと思います。

ただ、ここで踏まえておきたいことは、根尾学園の教育の最上位の目的は、子どもが学ぶ当事者、生きる当事者となる教育、子どもが自分たちで学校をつくっていく教育を進め、自立した人間を育てることにあります。今の日本の教育の課題は、当事者意識と主体性の欠如です。その課題に立ち向かい、子どもの姿で示していくのが根尾学園です。

根尾学園の子どもたちは、学びの主体者になり、自分から自分の言葉で表現し、行動する力を身につけています。その中核になっているのが探究です。探究を核とした学びは、自ら決め出し、自ら解決策を考え、納得解に行き着き、行動に移すという、自らがプロジェクトの当事者となって、将来社会に変革を起こすことができる人間育成を目指しています。

その具体的な授業がかがやき科であり、９年生の林宏瞭さんは７年生から防災について学びを深め、岐阜大学の教授とつながり、夏休みに自ら大学に通って中学生防災士第１号になりました。既に８回、能登半島地震の現地を訪れ、ボランティアとして多くの苦難を抱える被災者の方々の力となりました。こうした行動力は、当事者意識がなければなし得ないことです。

そして、自身の歩みをまとめ発表した少年の主張大会では、本巣市の代表として岐阜地区大会、岐阜県大会、近畿・中部大会で最優秀となり、全国大会参加の12人の一人として、自らの提言を見事に聴衆に伝え、大きな感銘を与えました。

このような子どもの育ちこそが、根尾学園の最大の特色と言えます。一人一人が当事者意識を持ち、自らの生き方を自分自身でつかみ取っていく子どもたちの真の姿を通して、それをどのような形で根尾学園の特色としていくのか、子どもたちをはじめ学校関係者とよく吟味して発信していきたいと考えています。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

今の御答弁を聞いて、やっぱりますます検索に引っかかるような根尾学園になってほしいというふうに思いました。

なかなかやはりイエナプランを例えばつけると、認定したりしてなかなかそういったことは大変なんですけど、既にそういった教育はあるのに、なかなか引っかからないというような感じなので、せめて今、教育委員会だけは別でホームページもあるんですけれども、そのホームページを根尾学園から更新、今も見やすいといえば見やすいんですけれども、もっと何かぱっと目が引くような感じで更新をしていただくとか、何かいい策がないのかなというふうに本当に思います。

今、特定のお子さんのお名前も出ましたが、やっぱりその子だけではなくて、根尾学園に行ったらどんどんそういう第２、第３のそういった子たちが出てくるという可能性があるわけですが、やっぱりそういう子たちを輩出するには、ある一定の人数も必要だと思いますので、これからもますますＰＲのほうを続けていただきたいと思います。

はやりに乗るというのはちょっと言葉が悪いのですが、例えば将棋で有名な藤井聡太さんが、幼少期にモンテッソーリ教育を取り入れた幼稚園に通っていたことは大変話題を呼び、藤井さんのような子どもに育てたいと思った親は、みんなモンテッソーリ教育を一度は検索しています。ジャンルは変わりますが、例えば東京都知事選や兵庫県知事選挙などで、今の時代はかなりネットでの影響が実際に現実に及ぼす影響が大きいという感触は、皆さんにも今までにないそういった感触があると思います。

次の３月議会では来年度の予算が計上されるわけですが、教育の予算を考えるときに、ほかではやっていないことをなぜ本巣市でやるんだなどというようなことを言っていては、本巣市に明るい未来は見えません。冒頭申しましたように、出生数が半分になっているという現実をよく御覧ください。予算に余裕がないことは重々分かっているのですが、その場しのぎの予算が多くなれば、その場しのぎのまちしかできません。教育委員会だけでなく、ぜひ本巣市役所全体で教育の未来は自分たちの未来だという意識を今以上に持っていただきたいと思います。

では、もう少し教育の未来の話を続けます。

先月、本巣青少年国内派遣事業で沖縄派遣の研修報告会があり、研修に参加した中学生の方々の報告を聞くことができました。沖縄戦の歴史を学ぶ平和学習と、地域ぐるみでエコツーリズムに取り組むまちでの民泊体験を通して、これからの未来を担い、主体となって本巣市のまちづくりにつ

いて考える授業です。

昨年もそうでしたが、その中学生の発表が本当にすばらしいものでした。発表の際、中学生たちはタブレットのパワーポイントで大人顔負けのプレゼンをしてくれます。

このように、児童・生徒１人に１台端末を整備する文科省の取組をＧＩＧＡスクール構想といいます。現在第１期ですが、もうすぐ第２期に入るということで、２つ目に第２期ＧＩＧＡスクールについて質問します。

2027年に改訂される見込みの次期学習指導要領には、現在よりもＩＣＴ活用、情報通信技術のことですが、が多くなると予想され、全国学力テストにはＣＢＴ試験、コンピューターを利用して実施される試験のことですが、が導入予定です。そして、司法試験などいろいろな試験が、今後はこのような試験になっていくと言われています。

こうしたＧＩＧＡスクールの背景と今後のＩＣＴ教育の国の動向を踏まえ、本巣市としてどのような準備を考えているのか質問します。

まずは、現在の本巣市のＩＣＴ教育は、全国や近隣の学校と比較するとどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木君。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

本巣市のＩＣＴ教育は、全国や近隣の学校と比較した状況についてお答えします。

本市では、第１期ＧＩＧＡスクール構想によって、令和２年度にＧＩＧＡ端末、Windowsタブレットを１人１台支給し、ＩＣＴを活用した学びを実践してきました。

令和６年度全国学力・学習状況調査の結果から、小学校６年生でパソコン・タブレットなどを活用することについて、楽しみながら学習を進めることができると答えた本巣市児童は85.7％、県は85.8％、全国は86％です。また、中学３年生でパソコン・タブレットなどを活用することについて、友達と協力しながら進めることができると答えた本巣市の生徒は86.9％、県は87.6％、全国は85.2％でした。

このように、小学生はタブレット端末を使用しての学びについて意欲を向上させる役割があることが分かりました。また、中学生においては、仲間と協働的な学びの中で思考を深める効果があることが明らかとなりました。

調査結果からは、児童・生徒の発達段階に応じてタブレット端末の有用性が異なることが判明してきましたが、全国や岐阜県の数値ともほとんど差はなく、授業を含め学びの中でタブレット端末をどう活用していくと効果を発揮するかという一つの指標が確認できました。

また、本市では、タブレット端末に導入しているＡＩドリル、ロイロノート・スクール、Microsoft Teams for Education、Sky Menuといった全国どの学校においても活用されている必須のアプリケーションについては用意されており、子どもたちの学びを深めるツールとなっています。

こうしたアプリケーションを利用した授業への活用については、教育委員会のＧＩＧＡスクール担当者が中心となり、教師のスキルアップを目指した研修会の開催、児童・生徒への直接指導などによって授業での活用の質が充実してきています。

また、第１期ＧＩＧＡスクールよりも前から、岐阜工業高等専門学校の教授陣の力を借りながら、全ての小学校においてプログラミング教育も充実してきました。第２期ＧＩＧＡスクール構想で重要になる高速ネットワーク回線についても改善を図る必要があることから、文部科学省が推奨する高速ネットワーク回線の基準を満たすことができるよう、現在調査を進めているところです。

このように、第２期ＧＩＧＡスクール構想を前にして、ＩＣＴ環境の整備にも努めてまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

私も昨年、一色小学校で行われたこのタブレットを使った授業というものを参観させていただいたんですけれども、本当に今はいろんな機能があって、それを子どもたちがさくさくと使いこなしているのを見て、すごく進んでいるなというふうに、本巣市の教育は進んでいるなというふうに感じました。

先ほどの中学生の派遣の研修報告のプレゼンテーションのこともそうなんですが、現在の本巣市のタブレット端末はWindowsということで、子どもたちが社会に出てから頻繁に使うであろうものを、本巣市では既に小・中学生の段階で使いこなしており、大変すばらしいことだと思います。

私は以前にもこの端末については一般質問を行いましたが、そのときは100％母親目線であれやこれや申しましたが、今ではなぜこの端末を選ばれたのか理解しています。しかし、今年参加したとある議員研修会で、たまたまGoogle for Educationから、第２期ＧＩＧＡスクールの実践研修を模擬授業形式で受けた際、グーグルはクラウドがありますから、すごくさくさくと授業が進んで、こんなにさくさく受けられるものなのかと、技術的なことではなくて、タブレットのほうの問題なんですけれども、感動しました。

皆さんは、そもそも国でＧＩＧＡスクールがなぜ始まったのか御存じでしょうか。私はてっきり子どもたちが端末を使いこなせるように始まったのかと思っていましたが、その理由は二の次です。次世代の教育現場をつくることはもちろんなんですが、そもそもは教師の校務の効率化を図るということが一番の目的で、その分、教師がより生身の子どもたちに時間をかけられるように導入されたそうです。

ですから、ＧＩＧＡスクールが導入されたことで、端末が苦手な教師がより大変になるなんていう構造は本末転倒となってしまいます。こういった本来の目的が達成できるような新しい端末、教師が一々止まってどうやこうやと言っているのではなくて、そういったことがない、本来の目的が達成できるようなことが期待されますが、第２期端末選定はどのように行うのか、また予算はどうなるのか、お尋ねいたします。

〇議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木君。

〇教育委員会事務局長（髙木孝人君）

第２期端末選定はどのように行うのか、また予算はどうなるかについてお答えいたします。

文部科学省は、令和６年度から令和10年度をＧＩＧＡ第２期、通称セカンドＧＩＧＡと位置づけ、予備機器を含む１人１台端末の計画的な更新方針を決定いたしました。

事務負担の軽減やスケールメリットによる調達、ランニングコストの低減、共同調達を通じたノウハウ共有による業務改善などの目的から、都道府県を中心とした共同調達を原則とする方針が示されました。この方針に基づき、岐阜県においても岐阜県市町村等ＧＩＧＡスクール端末整備推進協議会が設立され、本市もこの協議会に参加し、令和７年度に整備することを目的とした学習用コンピューターの共同調達の審議を進めてきました。

本市では、第１期の端末選定としてWindowsを導入しました。拡張性が最も優れており、ハードウエア、ソフトウエアともWindows端末では使えないというものは比較的少なく、キーボードも標準搭載されています。また、高校においても使用されているという観点から導入をしておりました。

しかし、このとき整備された端末は、現在故障や破損が増加しており、またバッテリーの経年劣化、起動動作の重さも見られています。そこで、最適な端末を更新するに当たり、価格、操作性、バッテリー、重さ・運びやすさ、使えるソフトウエア・拡張性など様々な観点からWindows、クローム、ｉＯＳの３種類の比較検討を行い、総合的に判断し、ｉＯＳが優れている結果となりました。

岐阜県では、クロームブックが５団体、ｉＰａｄが29団体の市町村が令和７年度の導入を進めていますが、本市では岐阜県で最も使用頻度が高いｉＰａｄを第２期の端末として選定いたしました。

その理由は、総合的にｉＯＳが優れており、岐阜地区全ての市町村はｉＰａｄであることから、教師のＩＣＴスキルが別の市町に異動しても迷うことなく発揮できること、また児童・生徒が転入・転出をしても同じように活用できる環境であることが上げられます。ｉＰａｄは直感的な操作が魅力であり、児童・生徒も教員も扱いやすく、小・中学生の発達段階から考慮し、最も適していると考えました。

今後は、岐阜県で一括し、公募型プロポーザル方式により購入業者を選定していくことになります。

今回のＧＩＧＡ端末更新では、国・県合わせて端末１台当たり最大で５万5,000円の補助が受けられることとなっております。導入端末数には、今後の児童・生徒数の増減を踏まえ、予備機と合わせ2,600台の導入を予定しております。

なお、教員の台数につきましては、補助金の対象にはなりませんが、要件として、教員数分の指導者用端末の整備も位置づけられていることから、現在、導入台数については検討しているところです。

これらの予算については、令和７年度予算に計上していく予定ですが、児童・生徒の学びの質を

より高めるものとなるよう、確実に整備を進めてまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

ついにあの重くてなかなか起動しないタブレットとお別れできるのかと思うと、私が使うわけではないですが、喜びの声が聞こえてきそうです。

クロームブックには大変後ろ髪を引かれますが、とにかくこのＧＩＧＡスクールの本来の目的を教師の皆さんが感じていただけることが、ひいては子どもたちのためですので、そのサポートを今後もよろしくお願いいたします。

また、今御答弁にもあったように、岐阜県では圧倒的にｉＰａｄを使う学校がこれからも多くなるというお話ですが、全国のシェア率を見るとグーグルが42％、アップルが29％、マイクロソフトが29％ということで、クロームブックが一番多くなっています。

岐阜県の教員は岐阜県内を転勤して回るので、岐阜県で同じものを使うことは大変理にかなっていることなのですが、なぜクロームブックが全国のシェア率が高いのかをひもといていただきたいと思います。現在の端末で身についている、例えばタイピングやプレゼンのスキルが端末を変えたことによって失われることがないように、そこは今までWindowsであった本巣市の利点を生かしていただきたいなというふうに思います。

では、最後に３つ目の質問、避難所の耐震について質問します。

あと１か月もたたないうちにお正月、１月１日がやってきます。あの地震からもう１年がたつのかとびっくりします。

私の住んでいる地域には、珠洲市からこちらに移ってこられた方がお見えになり、８月末に行われた市総合防災訓練の際の自治会の避難訓練では、当時のお話をその方から直接みんなでお聞きする機会をつくっていただきました。

そのお話には、報道される映像は東北大震災のときの影響で、皆さんに見てもらっても大丈夫な、比較的大したことがないところの映像しか流れない。実際はもっとひどいもので、近所でもたくさんの方が亡くなった。そのほとんどが家の下敷きになった。初めの震度５のときは家は大丈夫だったが、２回目は震度７が２分間ぐらい来て、くぎで留めてあったものまで全部飛んできた。１月１日だけで余震が800回余りあり、木造の建物はその余震で全部駄目になった。避難所の小学校までは皆手ぶらで避難して、１日と２日は飲まず食わずの状態で情報もなかったというような、本当にリアルな貴重なお話を聞くことができました。そして、やっぱり避難所に大勢の方が行くんだなというふうに思いました。

この８月末の市総合防災訓練の際の自治会の避難訓練に参加するほとんどの市民の方は、本巣市指定緊急避難場所と呼ばれる各自治会の集会所や小さな公民館で訓練をしています。もし能登半島地震のような地震が起きれば、多くの市民は避難所に避難しますが、小学校も古いところが多いの

で何だかちょっと心配です。その避難所の耐震基準はどのようになっているのか、今回で質問します。

まずは、学校や大きいほうの公民館など、本巣市指定避難所となっているところの耐震は全てできているのかお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本巣市指定避難所の耐震化は全てできているのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

１月１日に発生しました能登半島地震では、犠牲者の方の約４割が圧死であり、多くの方が倒壊家屋の下敷きになっております。

８月８日には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、特段の変化を示すような地震活動等は観測されなかったものの、南海トラフ地震が発生した場合、市内では震度５強から震度６弱の揺れが想定されており、市民の安全・安心を確保し、地震による被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化を推進していく必要があります。

避難情報発令時や災害発生時等に、市内の小・中義務教育学校や幼児園等、32の施設を指定避難所として開設しますが、その全ての施設について耐震化をしており、地震発生後、被災した避難者等の安全確保に努めているところでございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

安心しました。とにかく一番どうにもならないのが、建物が潰れて下敷きになってしまう圧死です。あんな古そうな建物でも耐震はしっかりしているということで非常に安心しました。また、個人的にですが、私は体育館の上についている電気が落ちてくるんじゃないかと前々から怖かったのですが、それも大丈夫な仕様ということだそうです。

では、ここからが本番なわけですが、次に実際に避難訓練を行ったり、ふだんから市民が集会や様々な行事、そして子どもたちが子ども会などで集まったりして利用するのが、本巣市指定緊急避難場所と呼ばれる各自治会の集会所や小さい公民館です。木造の建物が多いかと思いますが、こちらの耐震が果たしてできているのか、市は把握しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本巣市指定緊急避難場所の耐震化の市の把握状況についてお答えをさせていただきます。

指定緊急避難場所は、災害発生時等、一時的に危険から逃れるための場所として、グラウンド等の屋外施設や自治会の集会所等、市内で130施設を指定しております。これらの指定緊急避難場所のうち、グラウンドや広場を除いた111か所に建物があり、その大半は自治会の集会所でございます。このうち耐震化されているものは78施設で、耐震化率は約70％となっております。

自治会の集会所は、災害時等に自治会の防災活動の拠点となります。南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70％と言われており、市南部では最大震度６弱、その他地域では５強が予測されている中、自治会の拠点施設である集会所の安全を確保するため、平成27年度より耐震補強工事の補助率を２分の１から４分の３に、また限度額を450万円から500万円にそれぞれ引き上げることにより、耐震化の促進に取り組み、これまで７自治会において耐震補強工事を完了しております。また、12自治会で集会所等を新築していることから、合併後、合計19施設の耐震化が完了していることになります。

引き続き、自治会に対しましては、自治会長会などを通じて補助制度を周知し、自治会集会所の耐震化促進に取り組んでいきたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

今の御答弁から111か所のうち耐震完了が78か所ということで、つまりあと33か所は耐震されていないかもしれないとのことでした。

どちらの場所が耐震完了しているかいないか、市は把握しているとのことです。市でもいいのですが、御自分の所属の自治会長さんは把握してみえると思いますので、まずはお聞きになってみてください。そして、33か所のところはなるべく早く、まずは耐震診断を受けていただきたいと思います。

ちなみに本巣市では、昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅の一戸建ての住宅の耐震診断を無料で行っていますが、今年度の受付は予算が切れたのか何なのか、既に終了となっていました、ホームページで。その木造住宅の耐震改修工事に係る費用の一部を補助する事業と、木造住宅以外の建築物の耐震診断に係る費用の一部を補助する事業は、ホームページで受付が12月13日までとなっていました。耐震診断の目安となる費用は、ネットで検索しても出てくるのですが、業者によっても費用は違うようなんですが、市内の業者でも大変良心的な値段でやっていただけるところもあるようです。当たり前ですが、命より価値あるものはありません。そして、先ほども言いましたが、自治会の集会所や公民館はみんなの憩いの場です。

そもそも先ほどから上がっている耐震基準は、1978年の宮城沖地震を受けて建築基準法が改正された新耐震基準と呼ばれるものですが、そこからさらに1995年の阪神・淡路大震災を受けて、さら

に木造住宅に関するものが2000年に改正されています。つまり、木造住宅は2000年基準がより安心・安全ということです。

そこで最後の質問です。

自治会の集会所や公民館がより安全な場所であるように、そこの耐震の基準を2000年まで上げて、耐震診断の補助をしてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋君。

○都市建設部長（高橋君治君）

自治会の集会所や公民館の耐震診断についてお答えします。

耐震基準は、議員御指摘のとおり、昭和56年の建築基準法の改正によって、昭和56年以前が旧耐震基準、それ以降は新耐震基準と呼ばれています。また、御質問にもありました2000年には、建築基準法のさらなる改正により2000年基準が制定されました。

議員御質問の、自治会の集会所や公民館の耐震診断に係る補助制度につきましては、旧耐震基準の建物に対し、耐震診断費用の３分の２以内で対象上限150万円となっております。

現時点では、旧耐震基準の建物がいまだ存在しているため、新耐震基準の建物に対する国や県の補助事業がない状況でございますので、市の財源のみで耐震診断の補助を実施する場合、一般財源の確保が課題になることから、自治会の要望も取り入れながら、国や県の補助制度の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

確かに、まずは旧耐震基準の建物、先ほどの33か所ですね、はすぐにやっていただきたいところです。が、やはり私は木造であるならば、せめて避難所と呼ばれる類いの場所だけは2000年基準であってほしいと思います。

しかし、この判断を自治会長だけに任せてしまうのも酷ではないでしょうか。自治会によっては、自治会長の選び方は様々で、例えば輪番で回ってくるようなところなど、やりたくないのにやっている方もいらっしゃるところでは、耐震は二の次になってしまいがちです。しかし、先ほどから言っているとおり、命より大事なものはありません。集会所や公民館の中には２階建てのところもあるそうですが、万が一、子ども会など子どもが集まっているときに地震が起こったら本当に大変なことです。

自治会からの要望がないのに市が動くということは厳密的にはおかしいのかもしれませんが、そういった現在の自治会の事情も酌んで、ぜひ今までより強めに自治会に呼びかけていただきたいと思います。

また、今回調べていただいたところ、新耐震基準の耐震診断は、旧耐震基準の建物の耐震診断よりも金額的に高くない場合も多いそうなので、この2000年基準があるということをまずは自治会長会でお知らせいただきたいと思います。国や県に2000年基準の補助はないのですが、そこはやっぱり防災押しの本巣市としてぜひ後押しする形をつくっていただき、予算がないなら耐震はやめようかなというような自治会がないようになるのが理想です。そして、自治会からの要望があれば、ぜひ前向きに検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。10時半ということですので、45分まで休憩します。10時45分からから再開します。

午前10時30分　休憩

午前10時47分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

続きまして、４番　飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、質問したいと思います。

まず１項目めですが、土地改良のことなんですね。

といいますのも、今般、農業基本法が改正されました。食料・農業・農村基本法の改正に伴いまして、また、その中に重要なこととして、食料安保という大変重要な課題、案件が入りました。これは国民の命を守る食料をしっかり担保するんだ、そういう思いが込められており、やっぱりまたそこに農地もしっかり保全する、その中でも農地を持続可能な、農業というものの定義を、自然破壊という文言が入っているんですね。要するに、環境を破壊する上で適正な持続可能な農業に持っていく、そういう趣旨の基本法が制定されたこと、非常にこれは重いなという思いがあります。

また、来年度になりまして土地改良法が改正されます。その思いもありまして、本巣市における土地改良組合はどのような状態なのかという思いで、１項目めの質問に入らせていただきます。

まず、本巣市にはまず土地改良組合があるんですが、ほかの市町村にも土地改良組合はございます。そんな中でも、本巣市というのはやはり昔から、1530年の今の薮川に変わった、今の現在の糸貫川の河川から薮川の根尾川に変わったというときから、水争議がずうっと行われています。江戸時代ずうっと行われていて、それがもとで、何があっても現在の水の配分は真桑方４の席田用水６ということで、四分六の裁定でずうっと行われております。

これは要するに稲を作るのには水が重要だ、平時は全然問題ないですけど、干害等があったときにはちゃんと井頭、番ですね、そこでしっかり見て、どちらに水を配分するかということをしっか

り保たなくちゃいけないというのが昔の名主、庄屋なんかが合議制でやっていたわけですね。そういう歴史があるもんですから、本巣市に限っては土地改良、この井水組合というのがございまして、圃場整備は基本的に本巣市の場合、昭和50年、ちょうど私が小学校のときですから50年ぐらい前ですね、糸貫に関しては糸貫西部で、ちょうど小学校五、六年生のときに完了しているものですけど、50年たった現在、幹線の水路は井水組合が管理するという形で行われているんですけど、その中でも私たちは賦課金というのを徴収されております。要するに水を利用するという形で、幹線水路の水を利用するという形で、それはそれでよしとするんですけど、この井水組合、経常経費を賄うには、その経常経費を賄う賦課金ですけど、特別に施設を改善する場合は特別徴収の賦課金を徴収するんです。それは全然徴収はしていないんですね。経常経費、今、多分井水組合なんかは、１組合当たり400万か500万ぐらいだと思いますけど、そういう形において、でもその井水、元をたどれば根尾川を使っている自治会等はたくさんあるんですけれど、それに入ってないところは全く徴収されていない。大本をただせば、水はどこも利用しているのに、徴収されない自治会もあるし、これはどんなもんかなという思いがあります。

なぜそれを思うかといいますと、平成26年に多面的機能支払交付金という制度ができました。これは農地を保全、みんなで守りましょうという形で、僕はこの趣旨が非常に大事だなという思いがあります。これができて、10アール当たりに直しますと、資源工場等入れますと加算加算で、長寿命化も入れますと10アール当たり9,200円になりますね。だから10アール当たり9,200円、要するに、大体今の井水組合の賦課徴収金は平米、うちは8,500平米ぐらいあって１万円弱払っているんですよね。だから、それが10アール当たり国からちゃんと交付、しっかり農地、農道、水路等を維持していれば払ってくれる、国が持ってくれるのになぜ幹線水路をダブルで負担しているんだという思いがあるので、やっぱりここら辺をなくしてやっていったほうがいいのじゃないかなという思いもありまして、この質問に至っております。

それでは、まず１つ目の項目になります。

本巣市において、現在、土地改良区は幾つございますか。よろしくお願いいたします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

市内の受益地を管理している土地改良区は、土地改良法の規定に基づき県知事の認可を受けた４つの土地改良がございまして、席田井水土地改良区、真桑井水土地改良区、真桑方井水土地改良区、政田井水土地改良区でございます。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

そうですね、４つあるということですよね。その中でもやっぱり、私が今ここに手元にあるのは、真桑井水の土地改良区の定款を取ってきたんですけど、その中で真桑井水のほうでは、本巣市に関していいますと、上高屋、数屋、有里、随原、見延、七五三、早野、屋井、上真桑、下真桑、あとは大野町のほうは、稲富、上秋・古川地内、黒野と入っているんですけど、これの定款を見ていて、要するに糸貫の旧西部地区の土地改良、圃場整備したところが入っているんですよね。

現実問題、先般、山口の頭首工がきれいに直されて、しっかり取水ができるようになったというときに、実際問題、井水組合のこの定款で第１行のところでございますが、第４条にあるんですが、この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程に定めるところより、次に掲げる土地改良事業を行う。

１．根尾川から引水するかんがい施設。真桑用水幹線水路の新設、改良及び維持管理。この土地改良区は、前項の土地改良事業及び維持管理を害しない範囲内で当該施設をほかの目的に使用させることができる。要するに、この文言からしたら、多分、山口頭首工をするときには、水利権からすると負担しなくちゃいけない状況だったと思うんですね。でも、しかしながら、これは市長さんが土地改良の県の一番のトップですから、いろんな御判断で、全くこの負担なしに県と国と市が負担という形で事業されて、今現在起きているんですね。これは非常に助かったんですよね。要するに受益者負担である私たち田んぼ等を持っている者が、全く費用を負担することなく、市、県、国が事業を開始してやってもらえた。これが現実なんですよね。

要するに、多分この土地改良の、特に井水なんかは、幹線水路を整備しろといってもそんな予算はどこも出てこないと思います。先ほど言いましたように特別徴収賦課金をしないと、それは本来なら充てられないものですから、だからこの井水組合というのは何のためにあるかなという思いもあるんですね。確かに水害等、水争議の400年の歴史がありますから、それは重々承知しているんですけど、組織のための組織、何のためかなという思いがあるんですね。

やっぱりそれでは全く意味を呈しないもんですから、私としては来年、土地改良法の改正があるもんですから、それに合わせてもっといい土地改良区をつくっていくべきだなという思いで、このような質問をしているんですね。

実際問題、土地改良区はどのような仕事をしているか、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

土地改良区の業務につきましては、土地改良事業により造られた幹線水路の修繕や保守点検などの維持管理、各分水樋門等の維持管理や操作管理などを行っています。

また、そのほかに各土地改良区の受益地における賦課金や農地転用に伴う決済金の賦課徴収事務

や幹事会、理事会、総代会の開催、組合員名簿の管理、出納管理などを行っているとお聞きしております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

この土地改良組合の、令和４年度ですからね、貸借対照表の財務諸表をつくって、義務づけられていると思いますね。だから、そういう会計帳簿なんかもしっかりしないとこれからはできないよ、要するに入りと出だけの帳簿では駄目ですよということがもうなっているんですよね。

また、その土地改良区に関しては、多分これからはオンライン、前、多面的機能支払交付金もこれからオンライン申請になると思うんですけど、そういう形で、要するにパソコン等がしっかり使えて、事業計画をしっかり立ててやるものだという形、要するに公金を入れるわけですからクリアな財務状況、クリアな手続等をやるという形で進められているものですから、ぜひそういうものをもって今の現状はやっているんですけど、でもこれ実際、自治会において、今年の土地改良組合の井水の役員は誰やねと言われると、全部輪番制なんですね。上から年齢順に全部区切って、この組は、はい、じゃあこの人ね、が現実問題です。実際問題、あの現場で本当に、分水のところでちょっとごみが詰まったらやるというのはボランティアな形でやっている方が主ですので、何か本当に、組織は確かに意義ある組織なんですけど、実態があまりにも伴っていないなという思いがあるんですね。

そこでまた３番目になりますけど、土地改良区に所属していない地域はあるか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

市内４つの土地改良区には、それぞれが管理しています幹線水路があり、その水路の受益範囲に農地を持つ方が土地改良区の組合員となりますので、それ以外の河川から取水する地域は４つの土地改良区に属しておりません。

土地改良区に属していない地域の具体例としましては、上保地内、船来山の西側に位置する乙井樋門より上流の糸貫川から取水している地域や、真正公民館の西側に位置する犀川から取水している地域などがこれらに該当してまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

現実にやっぱりその土地改良区に所属していないところがあるんですよね。でもそこら辺は、要

するに同じ田んぼを持って、同じ根尾から、大本をたどれば根尾からのお水を利用しているにもかかわらず賦課金はない、これは何でかなと常々思っているんですね。

そこで、先ほど言いました多面的機能支払交付金、これをしっかり適用して、要するに先般でも質問しましたけど、本巣市の農用地というのは1,800ヘクタールなんですよね。これに関して全部受皿のところを井水組合等がやっていただける、事務等もやっていただける、また計画等もやっていただけると、1,800ヘクタールに掛ける、10アール当たり9,200円でいくと、１億6,000万ぐらいになるんですかね。それの８掛けから７掛けぐらい全部入ってくればそれにこしたことはないんですけど。そうすることによって本巣市の農地がしっかり保全されまして、まして北部のほうはなかなかできないよという場合は、本巣市の南部のほうから派遣隊という形で行って農地を保全すれば十分やっていけるかなという思いがあるんですね。今は機械化、要するにラジコンで除草できるものもございますし、機械等でやるものがほとんど多いです。実際問題、人手というよりは、機械で除草管理すれば非常にローコストで運営できるし、それが結局は、ひいては本巣市の農業発展につながるかなあという、耕作放棄地等も発生させない、こういうものをしっかりやっていただけると思ってこの質問をしたんですね。

また、土地改良法が来年、多分通常国会で出されて、その受皿として土地改良組合が入るもんですから、やっぱり行政は、確かにこの井水組合も全く関していませんけれど、流れ的にはいろんな諸団体、農業法人にしろ、今の環境保全協議会と多面的の土地改良区、全員で要するに本巣市の農地を守り、保全することが非常に大事かなと思います。

また、幹線水路にとっては、要するに土地改良法の中で、要するに交付金という形で国に要望が出せるものですから、国に対して、多分そこら辺はしっかり予算がつくんじゃないかという思いもありますので、ぜひとも前向きに、市はタッチしないよという、任意団体だからというわけじゃなく、ぜひとも前向きに土地改良組合をしっかり取り込んで、多面的機能支払交付金をしっかり農用地のために活用できるような、そういう前向きな意見を求めたいと思うんですけど、いかがですか。

ちょっと再質問ですけど、よろしくお願いします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

土地改良法の改正により、７年度以降の多面的機能支払交付金事業の活動組織の体制強化に向けて、事業主体、実施主体に土地改良区や農業法人が追加されますので、本市におきましても、土地改良区を事業主体の選択肢の一つとして前向きに検討していきたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

あと、もう一つ最後に付け加えていくんですが、要するにこれ、土地改良史をずうっと読んでいたんですけど、席田用水が組織変更されて、ずうっと昔、経費の削減を図るべく席田井水土地改良区が設立され、そのとき北方地区の組合脱退の問題が起こったんですね。結論として、北方地区は宅地が多く、それに賦課するのは不合理という申出があり、賦課率、従来15.38％を半減して7.69％なし、また同町内揚水機６台の経費の基本料金の半額を還付することになり新発足することになった。要するに、土地改良区の統廃合という形で、しっかりそういう事例もあるものですから、今４つあると言われたんですけど、そういうのも経費削減、賦課金も半額なり全くなしにするのか、そこら辺がなかなか利害関係があるんですけど、ぜひ前向きに行政が進めていってもらいたいと思います。以上です。

次は２番目になりますが、乳幼児健診なんですが、なぜこれを質問するかといいますと、2028年の義務化という形で、こども家庭庁が先ほどプレスリリースしたんですけど、その中でやっぱり、確かに本巣市は従前より療育センター広域がございますが、そこからもうずうっと引き続き、幼児園や小学校に当たるまでずうっとフォローしている、そういう非常にフォローアップがいい体制ですけど、この中で５歳児健診を義務化するということで、補助金等を手厚くする方針を出したものですから、その辺のちょっと市としての方針をお伺いしたいなという思いでこの質問に入ります。

まず、乳幼児健診はどのようなものか、まずお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

乳幼児健診につきましては、母子保健法の規定により、１歳６か月児及び３歳児に対する健康診査の実施が市町村に義務づけられており、また３から６か月頃及び９から11か月頃の乳児期における健康診査につきましても、国の推奨を受けて全国的に実施されていることを鑑み、本市におきましては、４か月、10か月、１歳６か月及び３歳児に対する４つの健康診査を集団で実施しているところでございます。

また、国の令和５年度補正予算におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備を目的とした１か月児健診及び５歳児健診の実施が新たに市町村の努力義務とされたことを受け、本市におきましては本年度より、子どもが生まれた産婦人科等の医療機関で個別に受診する１か月健診に対し、１人当たり4,000円を助成する事業を開始したことから、実質５つの乳幼児健診を実施しているものと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

本市は非常に手厚く乳幼児健診をやっていると僕は理解していますし、またその中でも発達障がい等、また知的障がい等は事前に、早め早め、早期に発見して、それに対してのフォローもしていると僕は思っているんですね。

しかし、やっぱりそこら辺のところで、今度３歳から今度就学前の健診の間の５歳児健診の中で、集団健診という形ではなかなか至っていないという思いもありますけど、３歳でしっかりフォローしていればいいのかなという思いもありますし、しかしながらその３歳から５歳って非常に神経系統の発達がぐっと右肩上がりなんですよね。ここら辺も見ていって、やっぱりそこら辺に早期に手厚く健診するのも非常に大事かなという思いもございます。そこら辺で、やっぱり５歳児健診はどうかなという思いもあります。

それも、やっぱり５歳というと園で集団生活していますから、園生活が長いですから、そこで見ていれば多分保育園の、幼児園の先生たちが多分大体分かるんじゃないかなという思いもありますけど、やっぱりそこから今度家庭になったら、やっぱりそこで気づきは難しいのかなという思いもありますので、先ほど、前回、ペアレントトレーニングですか、吉村議員が言ったように、保護者の感覚とか、そういうのも非常に大事だというのもありますから、なかなか難しいのかなという思いもありますけど、やはり５歳児の早期発達障がいの子を見つけて、どんな子もこれから生きやすいような、そういう環境づくりって非常に大事かなと思いますので、ぜひともそういう形でやっていただければなという思いがございますので、次の５歳児健診を導入する予定はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、５歳児健診を導入する予定はにつきましてお答えをさせていただきます。

本年10月に開催されました、こども家庭庁令和７年度予算概算要求の自治体説明会の資料によりますと、５歳児健診の内容は、精神発達の状況、言語発達の遅れ等発達障がいなど心身の異常の早期発見、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等とし、留意事項には、実施に当たっては、健康診査の結果、疑いを含む発達障がい等と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うことと示されております。

就学に当たり、特別支援学校や特別支援学級へ入学・入級するためには、小児神経科や発達外来などで発達障がい等の判定が必要な場合がございますが、本市には専門医療機関がないことから、岐阜市や大垣市のクリニック等で判定を受けることとなります。現在、専門医療機関に受診するまでに半年待ちという状況を鑑みますと、国が求める就学前までに必要な支援につなぐためには、より早期から親子と関わる必要があると捉えていることからも、本市では10年ほど前から発達障がい等の早期発見・早期支援に力を入れ、保護者との信頼関係を構築しつつ、早ければ３歳児健診以前から関係機関と連携し、切れ目のない療育等の支援につなげているところでございます。

近隣市町における５歳児健診導入の状況といたしましては、本年９月の岐阜保健所による管内調査の結果によりますと、山県市が２から３年以内をめどに開始したいと回答しておりますが、他の市町は開始したいがめどが立っていないと回答し、新たな健診体制の構築、小児科医師の確保など、実施するための多くの課題を掲げており、５歳児健診の実施につきましてはどの市町も慎重に検討している様子がうかがえることから、本市におきましては、今後も近隣自治体の動向を注視しながら現在の健診方法と健診内容を検証するとともに、より支援の充実化を目指すためにも、本市の実情に即した５歳児健診の実施に関しまして検討してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

ぜひ前向きに行っていただきたいなという思いがあります。やっぱり皆さん、多分障がい者になりたくて皆さん、障がい者になっていないです。この世に生まれてきてどのように、健常者であろうが、そうでなかろうが、それが生きる権利だと僕は思っています。どんな障がいがあろうと、それこそ平野、卓球の選手のお母さんは障がいを全然特別と思っていないよと、やっぱりそういう親御さんも見えて、それがやっぱり我が子ですから、関係ないですよね、障がいがあろうがなかろうが。そういう思いで、やっぱり生まれてきて、その子の生きらしさ、生きやすい、そういう社会をつくっていくことが非常に大事だと思っているんですね。

といいますのは、私の妻のお姉さんも障がいでした。でも、三十半ばで亡くなりました。でも、妻はずうっとそれが負担になって、背負って、自分の生き方をずうっと悩んでいました。それを助けるのはどうしたらいいかなあ。やっぱり今は、本当に障がいがあっても家庭が関係ないよという形で、その子自身を認めてあげる、そういう社会になってきました。ありがたいなと思っているんですね。やっぱり１人、その家庭で背負う必要はないと、やっぱり障がいというものは誰にでも起こり得る。それこそ先日も、飛騨市長の都竹さんが、誰でも起こり得ることだからこそ手を差し伸べる、これが社会かなと僕は思っています。ぜひともそこら辺を酌んでいただいて、本巣市のよりよい障がい者に対するサポートをしていただきたいと思いまして、この質問は終わらせていただきます。以上です。

次になりますが、西幼児園なんですよね。

といいますのも、あの西幼児園ももう多分50年になります。私が小学校低学年のときにできていますから。あれを見るたびに、いつになったら壊すのかな、いつになったら処分するのかなという思いもありますし、この間も、もとまるの20周年の記念のときに、障がい者のお母さんから、あそこをぜひともグループホームにしてくれ、その思いというのは十分分かりますけど、さすがに古いなと思いますから、そうですねと、そういう思いもありました。

だから、やっぱり教育施設ですから、スクラップした後に建てる、スクラップ・アンド・ビルドというのはなかなか難しい。やっぱりビルドしてからスクラップ、そういう手順ですね、はっきり

言って。そうじゃないと教育機関というのは成り立ちませんから。そういう思いから、この糸貫西幼児園というのはもうずうっと、新しい園のほうに替わったときからほかりっ放しですよね。

そんな状況から、今現状の管理状況をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えさせていただきます。

旧糸貫西幼児園の管理状況につきましては、敷地が住宅と畑に隣接しておりますことから、除草作業を年３回実施しております。光熱水費等、その他の管理費は発生していないところでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

そうですね、そういう状況を見ていると確かに管理費等は、光熱費等は発生してはおりません。やっぱり一般住宅の空き家問題で全国中が問題になっているのに、公共施設の本当に管理状況で多分もう問題になるんじゃないか、その事例になるんじゃないかと思うぐらい今の状況は非常に悪いなという思いがある。

なぜこれを言いますというと、本巣の幼児園を造った跡地は多分公園になっていますよね。だから行政としてやっぱり、その前から多分糸貫西幼児園はできたんじゃないかなと思いますので、順番からしたらこっちが先だろうというのがやっぱりあるもんですから、なぜそこら辺が今になってこんな状況になっているのかなあと。今、本巣市の幼児園は全部新しくなっていい環境になったんですけど、今後真桑にしろ、弾正にしろ、今の西幼児園の状況をつくらないためにも、あえてこの質問をしたんですね。

そこで次の質問ですけど、今後の具体的な利活用はどのようですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

旧糸貫西幼児園の利活用につきましては、過去より検討してまいりましたが、本年度売却することで進めております。既存建築物につきましては築50年で老朽化が進んでおり、利用していくための維持管理もしていないことから、取り壊すことを想定しております。

売却方法につきましては、条件付一般競争入札によることとしまして、12月２日に入札公告を行

い、売却条件としましては、既存建築物の解体を行うこと、土地利用につきましては戸建て専用住宅を建築するための住宅地とすること、また契約後は２年以内に既存構築物の解体・撤去を完了し、契約後５年以内に開発行為に基づいた工事が完了することなどを条件としております。

スケジュールにつきましては、入札参加申込みの受付期間を12月19日から来年１月17日までとし、開札を来年１月31日に実施し、その後速やかに落札者との契約手続を進めてまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

早速もう一般競争入札という形で動いてみえられるということは、やっと助かります。ありがとうございます。

現実問題として、多分入札していただけるのはあるだろうから多分やるんだろうけど、もしもの場合を考えるとちょっとぞっとします、はっきり言って。といいますのは、多分これ、住宅地として、再質問なんですけど、住宅地とした根拠は何ですか。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、住宅とした理由でございますけれども、近隣に住宅等もありますので、それの調和を考えてということもございますし、あと住宅地にすることによって、当然家を建てれば固定資産税も入ってきますし、人が来ていただければその関係の市民税も入ってきますし、あと少子化、子どもの数が減っておりますけれども、小さなお子様連れが入っていただければそういった少子化対策にもなるのかなというところで、今回こういう形にさせていただいたところでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

あえてもう一つ聞きます。

仮に入札不調でという場合で、その使用要件等を変える予定はございますか。

○議長（大西德三郎君）

再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

仮に不調になった場合にということだったと思いますけれども、そちらにつきましてはいろいろ

な考え方があろうかと思いますけれども、現時点で特には決めておりませんが、そういった場合は改めて検討させていただきたいと思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

そういう形でぜひとも、糸貫西幼児園に限らず、真桑、弾正幼児園の跡地のほうもしっかり計画どおり進めていただきたい。

あとは、要するに長寿命化の庁舎等で、今本巣市の旧本庁舎や真正、また糸貫の分庁舎等もなかなかすんなりと利用できていないという状況もございますので、粛々とぜひとも、やっぱりこれは市民の財産ですから、キャッシュフロー会計からいったらぜひとも現金化していただいて、財政にゆとりを持たせて、次、またぜひ予算組みできるような形でお願いしたいと思っていまして、以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、５番　片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で大きく分けて２つの一般質問をさせていただきます。

それでは１つ目の質問をさせていただきますが、地域との交流を深め、未来の育成者を育てる方法について。地域の皆さんと助け合って、希望のある本巣市をつくるために。

１項目め、10月20日、本巣市民文化ホールで行われた清流の国ぎふ文化祭2024のオープニングであった本巣市内の各中学生による発表や、本巣市文化交流大使でオカリナ演奏者の宗次郎さんとの共演を聴かせていただき、各中学校の子どもたちが楽しみながらこれからも本巣市の未来への文化継承のために文楽や雅楽などの企画を来年度以降も継承できないか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

国民文化祭での文化継承の企画の継続についてお答えします。

本年度開催した国民文化祭は、本市の伝統芸能を広く市民に知っていただく機会に、さらには若者を中心に未来へ継承していく契機となるよう「ともに・つなぐ・みらいへ」をテーマとしました。具体的な取組として、次の４つの公演を本市の伝統文化を継承する子どもたちが日頃の練習の成果を発表する貴重な機会として位置づけ、どの公演も満席の中で盛大に実施することができました。

まず、１つ目のオープニング公演では「未来への奏で～羽ばたいて～」をテーマに、各中学校、

義務教育学校の生徒が力強い歌声を披露しました。さらに、本巣市民の歌「羽ばたいて」、国民文化祭のテーマソング「君が明日とよぶものを」の全体合唱では、宗次郎氏のオカリナの音色と生徒全員の歌声とのハーモニーが圧巻であり、聴く方の心に大きな感動を与えました。

２つ目の岐阜県文楽・能大会では、真正中学校文楽同好会の生徒が、人形遣い、三味線、浄瑠璃に分かれ「傾城阿波の鳴門　巡礼歌の段」を三位一体となって見事に演じました。

３つ目のぎふ雅楽合同演奏会では、席田小学校５年生が会場中に響き渡る張りのある声で催馬楽の「席田」を歌い、外山小学校五、六年生は舞楽を華やかな衣装を身にまとい、やりを操りながら凛とした舞を披露しました。

そして４つ目、最終日の世界的なドラムパフォーマンス集団「鼓和」の公演では、鼓和と美濃もとす太鼓とが共演し、ドラムと和太鼓の融合した荘厳な音色が響き渡り、感動的なフィナーレを飾りました。

国民文化祭を通して、改めて本巣市が市民憲章のごとく「文化の香るまち」であることを再認識し、また小・中学生にこれらの文化への愛着と誇りを醸成していることを強く感じました。歌い切った、演じ切ったという自信、そして大きな拍手をもらった達成感や成功体験は、今後の大きなエネルギーとなっていきます。国民文化祭で感動を与えた伝統芸能の成果を一過性のものにすることなく、未来へと継承していくためにも、来年度以降も発表会などを開催できるよう関係団体と協議を重ねてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。今後も本巣市の未来への文化継承のためにも、子どもたちと一緒に文楽や雅楽などの企画を今後もよろしくお願いいたします。

２項目め、今年度11月10日にモレラ岐阜で開催されました、本巣市制20周年記念イベントで行われた美濃もとす太鼓保存会の太鼓パフォーマンス、真正コーラス、真正少年少女合唱団、根尾小学校オカリナコンサート、地元小学生チアチーム「スマイルエンジェルス」のダンスステージ、本巣市民参加の機会を設けたことによる様々な企画は、地域活性化や地域交流を深めるよい機会となりますが、今後もこのような企画ができないか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

議員の皆様方にも御参加いただきましたが、本年11月10日にモレラ岐阜におきまして、市制施行20周年の記念イベントとし、柿やジビエなど本巣市の特産を使った食をテーマに、28にも及ぶ飲

食・物販ブースや市内の中・高生らの取組を紹介する展示やワークショップ、さらには、先ほど来お話がございましたように、地元13団体によりますステージイベントや中京テレビ人気番組「ぐ～たくさん」とのコラボ企画など、様々な催しを行い、20年の節目を祝う集大成のイベントとして市内外から３万人を超える非常にたくさんの方々に来場いただき、大盛況なものとなりました。

この20周年記念イベントでございますが、令和元年の市制15周年以降、市が関与いたしますイベントの見直しを検討してまいりました集大成としまして、これまでの旧町村単位で開催されておりました花とほたる祭り、根尾盆踊り・花火大会、ふれあいサマーフェスタ、もとす織部祭りの４つのイベントに代えて取り組んだものとなっております。

議員御質問の、今後も市制20周年記念イベントのような企画ができないかといったことにつきましては、これまで各地域で実施してまいりましたイベントを通じて市が得ることができた実施に係るノウハウなど、従来の行政主導ではなく、市民が自主的、主体的に企画・実施されるイベントへ還元し、令和７年度から市民主導によります地域活性化や地域交流を深めるイベントの新たなスタートが切れますよう支援してまいりたいというふうに考えております。

一方で、この20周年記念イベントを契機に、市全体を捉えた、いわゆる地域性にとらわれない新たな統合イベントの開催につきましても、これも引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。これまで開催されてきた花とほたる祭り、根尾盆踊り・花火大会、ふれあいサマーフェスタ、もとす織部祭り等、今後も地域活性化や地域交流を深めるためにイベント開催をよろしくお願いいたします。

３項目め、本巣市合併20周年のイベントの中でも、モレラ北側で行われた岐阜第一高等学校、岐阜農林高等学校、本巣松陽高等学校、岐阜工業高等専門学校、本巣市ホープ防災リーダーズ、本巣市青少年沖縄派遣団の方々が、各ブースを設けて会話をしたり、ゲームをしたりする中で、自分たちが取り組んでいる内容をお聞きして、子どもたちが頑張っている姿に感動しました。中でも、ホープ防災リーダーである中高生たちの防災ブースは、特に市民へもっと広げてほしいと感じましたが、今後の展開についてどのようにお考えですか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ホープ防災リーダーの今後の展開についてお答えします。

ホープ防災リーダーたちは、防災対策について確かな知識や技能を身につけ、未来の市の地域防

災力向上のキーマンとして活動し始めています。現在、ホープ防災リーダーは120人となり、そのうち42人が防災士資格を取得しており、その活動も広がりを見せています。11月10日の市制20周年のイベントでは、自分たちが企画したブースを出展し、市民に簡単にできる新聞紙スリッパ作りを体験してもらいました。それを履いて実際に石の上を歩き、効果を実感してもらうことを通して、いざというときの実用的な対処術を市民に伝えました。

今のホープ防災リーダーたちの強みは、当事者意識と主体性の高さです。これまでにもふれあい会議などに出向き学んだことを地域に伝える活動、市民運動会の防災クイズや防災種目の実施、東北派遣のプレゼン報告、防災の意見交流、８月に実施した市の総合防災訓練での防災グッズの提案や能登半島地震からの教訓の報告など、全て中高生からつくり出されたものです。現在、彼らは、市の広報やＳＮＳなどに防災に関する内容を掲載する広報活動や、文化ホールなどを会場にした防災イベントの企画、濃尾大震災や防災について伝える中高生語り部としての活動など、これから実施していきたいアイデアを出し合い、計画を立てています。

今後はホープ防災リーダー主催事業に加え、ホープ防災リーダーたちがそれぞれの地域で自治会などとつながり、地域の防災力を向上させる取組を強化してまいります。さらに、高校を卒業した後も継続的に市の防災リーダーとして活躍できる仕組みも構築してまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。今後も市民の安全を守るためにも、小学生、中学生、高校生と市民とが一緒になって助け合って生きていけるようによろしくお願いいたします。

２つ目の質問をさせていただきますが、児童の権利に関する条例について。

毎日、地域の子どもたちの見守り隊をしながら、地域の子どもたちと一緒に小学校へ通いながら交差点であいさつ運動をし、最後は小学校の入り口であいさつ運動をしていると、小学校の玄関まで一緒に行きたいという子どもたちも何人もおられますので、一緒に玄関まで行ったり来たり何度もしていますが、遅れて来られる子どもさんもおられる中、一緒にその子と小学校の玄関に行くときに各クラスで発表している子どもたちの声が聞こえて、自分がどのような思いを持ってこの条例をつくったのかを発表し、自分でつくった子どもの権利条例の発表をしておられる姿を見て、本当に子どもの権利条例は、自分たちが苦労した内容や、苦しんだ友達を直接子どもたちは見ていますので、子どもたちが子どもの目線で子ども権利条例をつくることが本当に大切だなということを本当に感じました。

その中で、１つ目、差別の禁止、２つ目、子どもの最善の利益、３つ目、命を守れ、成長できるように、生命、生存及び発達に対する権利、４つ目、子どもの意見の尊重、この４つの原則を守るために2022年６月に成立し、昨年2023年４月に子ども基本法が施行されましたので、本巣市の未来を築く子どもたちの成長のために、１項目め、子どもの手による子ども権利条例を制定する意義は、

御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子どもの手による子ども権利条例を制定する意義についてお答えします。

子どもを取り巻く状況が大きく変化しつつある現在、子どもは大人から守られる存在という考え方から、どんな小さな子どもも一人の人間として人格を持っており、幸せに生きるその主体者であると認識し、子どもが主語になる教育を進めていくことが極めて重要です。しかし、今の日本の教育は教師も子どももそこが弱く、子ども自身が主体者・当事者に成り切れていないことに大きな課題があります。

ですから、子どもの権利条例制定に当たっては、これらの考え方を前面に出し、恐らく全国初となる、子どもが自分たちでつくり上げる子ども権利条例といたしました。子どもを主語にした子どもの手による条例づくりは、まさに日本の課題を克服していく大きな役割を担っていると確信しています。

権利条例の取組を通して、自分は国や社会をつくっていく主役の一人という当事者意識を持てば、理不尽な世の中を我慢するのではなく、理不尽でない世の中をつくる、そんな力を培っていくと捉えました。子どもの手による子どもの権利条例制定の取組は、自分たちで物事を決めていく民主主義の基本を学ぶ重要な機会です。自分たちで法をつくり、社会を変え、つくっていく自信や力を身につけていくことにこそ大きな意義があります。

そして、具体的には、まず条例づくりを通して見えてきた自分の学校の課題解決に向け、自ら学校を変える、自ら学校をつくるという姿につなげていきたいと考えています。

また、条例の制定は、子どもを主語にした教育への転換を意味し、子どもを主語にして子どもを見るという私たち教職員の教育観を確立していくこと、そして子どもが主語とはを問い続け、教育の基本を見直し、教師一人一人が自分をアップデートすることにも大きな意義があり、それを目的としています。

現在進行中の子どもの手による子どもの権利条例の取組は、既に子どもたちを大きく変容させています。自分の考えを自分の言葉で責任を持って語り、仲間との深い議論が自分たちで進められています。この権利条例づくりは、自分たちが未来をつくる当事者になるという自覚を持たせ、自分たちで社会を変えられるという自信と行動力を育んでおり、本巣市の教育を大きく進化させる取組となっています。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。子どもたちを第一優先に考えてくださり、親目線でなく、子ども目線で子どもの権利条例を考えることは未来を築く子どもたちにとって大切なことだと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

２項目め、本巣市の子どもたち、小学生、中学生約2,500人全ての子が、自分の考えた条例をつくり、それを基にそれぞれの学校で条例案をまとめたと聞いておりますが、現時点でどのような子どもたちの基本条例が出ていますか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子ども権利条例の内容についてお答えします。

本巣市全ての子どもたち約2,500人が、８月から９月にかけて一人一人のとびっきりの権利条例を考え、書き表しました。家族とずっと一緒にいられる権利、ぎゅっと抱き締めてもらえる権利、自分の夢実現に向けて興味あることを学べる権利、周りを気にせず自分らしさを出せる権利、うそをつかなくてもいい権利など、大人には思いつかないような、子どもらしい素直な思いや胸に迫る内容ばかりでした。

その後、各学校で検討を重ね、学校の権利条例をつくりました。その条文は、誰もが安心して学校に通える権利、自分のやりたいことができる権利、互いの自由を認め合い、守られる権利、一人一人の存在が大切にされる権利、健康で笑顔で生きる権利など、子どもたちはどれも大切な権利として捉え、広範にわたる条例案を作成しました。

児童会・生徒会サミットでは、児童・生徒が各学校が持ち寄った条文を見ながら主体的に対話を進めていきました。網羅的だった言葉だった条文が、議論が白熱していくと、平等、尊重、誰もが、本音、ありのままなどというキーワードに集約されていきました。このキーワードはやがて、違いや個性を知り、ありのままを認め合い尊重する権利、一人一人が目標が持て追求できる権利というように、コンセプトであった「すべての友達が幸せでいるために」を実現する、子どもたちの深い思いが込められた言葉へと洗練され、一人一人の思いが凝縮された条文へと変化を見せました。

サミットに参加した生徒たちは、活発に意見を言い合えるってこんなに楽しいんだ、大人に頼らず自分たちで全てをやり切ったと、自分たちでつくり上げていくことの喜びを充実感あふれる笑顔で話していました。大人が先導した話合いでは、網羅的だった各学校の条文が洗練され、凝縮されていく営みにこれほどの感動を覚えることはなかったと思います。参加した誰もが自分たちの手で編み出した条文と、その営みに誇りを持ちました。このような営みを通して子どもたちの魂が吹き込まれた権利条例が生まれていくことに、そして、子どもたちがどんどん成長し、たくましくなっていくことに大きな喜びを感じています。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

本当に感動しました。本当にありがとうございます。今後も子どもの目線に立って、子どもたちを第一優先にして、よろしくお願いいたします。

３項目め、来年の３月議会に子ども権利条例の提案が出されるとお聞きしていますが、今後、本巣市子どもの権利条例制定に向けての流れは、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子ども権利条例制定に向けての今後の流れについてお答えします。

権利条例づくりは、全ての学校で、ユニセフから国連の子どもの権利条約について学び、自分が大切にしたい権利について作文などに表したところから始まりました。その後、市内全小・中学生が一人一人のとびっきりの権利条例をつくり、それを基に各学校で議論を重ね、学校ごとの権利条例をつくり上げました。さらに、中学校区ごとに小・中学生が混ざって議論し、学校の条例に修正を加え、11月のサミットに至りました。

児童会・生徒会サミットでは、各学校から持ち寄った権利条例を基に議論を重ね、大切なキーワードについて洗い出し、新しい条例案をつくりました。サミットだけでは時間が不足した子どもたちは、現在オンラインでつながり、権利条例に込める内容や言葉を磨き上げています。この議論によって洗練された条例を、各学校代表児童・生徒による本巣市子どもの権利条例制定委員会において最終的な権利条例として創出し、決定する予定です。

子どもたちがつくり上げた権利条例については、アドバイザーである木村泰子氏、監修者である合田哲男氏、苫野一徳氏の３者を中心として権利条文及びその表現について監修を行っていただき、再度子どもたちと確認して最終の条文案を決定する予定です。決定した子どもの権利条例案を３月議会で提案し、議決いただければ、４月に正式に本巣市子どもの権利条例として公布する計画となっております。

今後、この条例が本巣市内の全ての子どもの心に生きて働き、自分も仲間も幸せであり続けるために自分がどう行動し、どう生きるのかを考え、自ら実践していくことこそが重要です。条文で示された全ての子どもの権利を守り抜いていくために、新しい学校が子どもたちの手でつくられることを期待しています。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

もしできれば、市町村によってはこども議会や中学生が市長に議場で提案する市町村もありますので、３月議会に子どもたちが、自分たちがつくった子ども権利条例を発表してくださると、子どもたちも本巣市の未来に希望を感じますので、藤原市長さんに提案させていただきます。今後も子どもたちの支援を、子ども目線に立って、よろしくお願いいたします。

今年は清流の国ぎふ文化祭2024や本巣市市制20周年記念イベント等、様々なイベントが各地で開催され、各団体が力を合わせて、地域の皆さんと子どもたちが協力し合って頑張っている姿を拝見し、とてもすばらしい活動だと感動しました。今後も本巣市の未来を担う子どもたちの成長のために、本巣市のすばらしさを理解し、郷土愛を育み、地域主体型の活動ができますように、子どもたちの支援や地域支援をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

私、休憩後、午後から所用があり、退席させていただきますので、副議長と交代をいたします。

暫時休憩します。再開を13時からとします。午後１時から再開をいたします。

午前11時52分　休憩

午後１時00分　再開

○副議長（飯尾龍也君）

再開します。

休憩中に、議長が所用により退場されました。地方自治法第160条第１項の規定により、私が議長の職務を行います。

出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続いて、６番　髙橋時男君の発言を許します。

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

今日も私の応援に、大勢の方々に来ていただいております。その期待に応えられるよう頑張って質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私、いつも質問に入ります前の冒頭に、本市に関する明るいニュースをお話しさせていただいているのですが、今日は残念な話にはなってしまいますが、先月の18日、本市内の養鶏場において高病原性の鳥インフルエンザウイルスが検出され、およそ１万5,000羽が殺処分されました。家畜伝染病予防法でウイルス感染の防止を目的に防疫措置をすることが定められているとはいえ、同じ食料生産を営む者として、養鶏業者の方のお気持ちを察しますといかばかりかと拝察いたします。

また、秋の味覚、本市の特産品でもあります富有柿ですが、私も生産者の一人ですが、今年は夏の猛暑の影響により着色が遅れたことに加え、昨年発生したカメムシが暖冬などにより冬を越したために大発生し、過去に例がないほどの大凶作に見舞われています。我が家の園も同様で、かなり

の被害を受け、製品として出荷できる柿というのは本当に数少ない状況となっています。昨今の燃料代や肥料、農薬代の高騰に加えて、害虫被害を受けるというダブルパンチとなり、今後、柿生産者の減少に拍車がかからないかと大変危惧をしている今日この頃であります。

さて本題に戻りますが、今日は、今後どうなっていくのかという市民の関心が非常に高い、現在利用されていない市の遊休資産についてと、我々が生活していく上において必ず発生するごみ、そのごみを処理するために使用している可燃物ごみ収集袋についての２つの質問をさせていただきます。

それでは１つ目の、現在利用されていない市の遊休資産についてから質問をさせていただきます。

午前中、飯尾議員が旧糸貫西幼児園についての質問をされておられましたが、現在本市には、例えば幼児園や庁舎もそうですが、建て替え移転によって利用されていない旧糸貫西幼児園、旧本庁舎や旧糸貫分庁舎、あるいは施設・設備の老朽化により営業が中止となっている糸貫川プールや指定管理者が決まらず休館となっているうすずみ温泉色彩館等の施設など、利用されていない施設が点在しています。

旧糸貫西幼児園のように、長年にわたり使用されていない施設を利活用もなくいつまでも保有し続けることは、不必要な維持管理費の支出にもなり、ひいては市民負担の増加にもつながりかねません。そういった遊休資産については早急に次の一手を講ずるべきであり、特に建て替え移転等により設置目的の役目を終えた施設については、多用途での利用、あるいは貸す、ケースによっては売却するなど、新しい施設ができたそのタイミングで、できる限り空白期間を生じさせることなく利活用していくべきとの思いから、今回質問をさせていただきます。

それではまず、１点目の質問をさせていただきます。

市所有の公有財産全体についてお伺いします。

現在、市として多くの土地、施設を所有している中で、現在どのような状況なのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

初めに、市所有の土地につきましては、本年９月30日現在におきまして、行政財産として約113万2,000平方メートル、普通財産として約16万2,000平方メートル、山林として約693万6,000平方メートル、合計で823万平方メートルでございます。

また、施設につきましては、令和２年度に策定しました個別施設計画の対象施設としまして、100施設でございます。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

ただいまの答弁において、公用または公共用に供している行政財産と行政用途を有していない普通財産の市所有の土地・施設数について確認ができましたが、ここで再質問をさせていただきます。

行政財産及び普通財産の管理及び現況把握はどこが行っているのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

○総務部長（村澤　勲君）

行政財産につきましては、公用または公共用に供する財産といたしまして、それぞれの目的に合わせて各担当課が所管となり管理をしております。

例えばでございますが、庁舎や消防車庫は総務部の各課が所管となりますし、すこやかセンターや老人福祉センターなどの福祉関係施設は健康福祉部の各課が、学校や幼児園、公民館や社会体育施設などは教育委員会の各課が所管となるなど、それぞれの担当課において管理しているものでございます。

普通財産におきましては、総務部で管理をさせていただいております。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

それでは次に、２点目の質問をさせていただきます。

現在、本市には、利用されていない施設がどれくらいあるのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

施設機能の移転や廃止に伴いまして、未利用となっている施設につきましては、現在17施設ございます。

内訳としましては、普通財産として旧もとす合同庁舎、旧糸貫西幼児園の２施設、行政財産として15施設ございまして、庁舎等を施設として、新庁舎移転に伴い庁舎機能を廃止した旧本庁舎、旧糸貫分庁舎の２施設、集会施設として根尾生活改善センター、糸貫青少年館の２施設、学校教育施設として旧弾正幼稚園の一部、旧根尾小学校の体育館以外の部分の２施設、生涯学習施設として真正民俗資料館、本巣市民スポーツプラザのプール部分の２施設、福祉施設として根尾デイサービスセンター、根尾生活支援ハウス、根尾保健センター及び本巣すこやかセンターの４施設、市営住宅等施設として根尾教職員住宅の１施設、産業施設として鍋原ポケットパーク、そして、現在休業中で実質利用していないＮＥＯ桜交流ランドも加えた２施設でございます。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

現在使用されていない公共施設が、普通財産として２施設、行政財産として15施設の合計17施設とのことですけれども、非常に多いなという印象を持ちました。

それでは次に、３点目の質問をさせていただきます。

現在利用されていない施設に、年間幾らの維持管理費がかかっているのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

利用していない17施設のうち、旧もとす合同庁舎、根尾生活改善センター、糸貫青少年館、根尾教職員住宅、旧弾正幼児園の一部の５施設につきましては維持管理費はかかっておりませんが、残りの12施設につきましては、令和６年度予算として約4,800万円の維持管理費を計上しております。

維持管理費を計上しております施設のうち、新庁舎への移転に伴い年度途中で利用しなくなりました旧本庁舎、旧糸貫分庁舎、本巣すこやかセンター、根尾保健センターの４施設の維持管理費につきましては、今後、建物の利用を検討していく間は電気や消防設備の保守業務は必要となりますので、保守に係る経費の減額はあまり見込めませんが、光熱水費や燃料費につきましては大きく減額する見込みでございます。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

ただいま、今年度予算におおよそ4,800万円の維持管理費を計上しているとの答弁がございましたが、使ってもいない施設に4,800万円という金額を支出見込みであるということは、非常に無駄遣いをすることになる思いがいたします。具体的な見通しがないままに、維持管理費を公費で負担し続けるということはやはり問題ですし、仮にも早い段階から施設を貸す、あるいは売却するなどの対応をしていたとするならば、賃借料や売却収入など歳入確保の機会を逸しているとも考えられるのではないでしょうか。

市が保有する資産は市民の貴重な財産であり、地方財政法という法律においても、地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効果的にこれを運用しなければならないとされています。極力費用を使わない方法や、ある程度必要な範囲内で施設をどうしたら活用できるのかを考え、利活用の可能性を探っていくことは自治体の責務であると考え

ます。

そこで、４点目の質問をさせていただきます。

現在、市所有の利用されていない土地、施設について、市の今後の方向性についての見解をお伺いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

初めに、普通財産として管理しております旧糸貫西幼児園と旧もとす合同庁舎につきまして御説明をさせていただきます。

旧糸貫西幼児園につきましては、12月２日に条件付の一般競争入札の公告をしたところであり、既存建物の解体を行うことを条件として、その解体費用を含めた最低入札価格を設定し、さらに使用用途を戸建て専用住宅を建築するための住宅地として、買受者自らが事業主として開発行為、販売を行うことを条件として付しております。

旧もとす合同庁舎につきましても、旧糸貫西幼児園と同様に、既存建物の解体などを条件とした一般競争入札による売却を実施したいと考えており、同一敷地内にあります真正民俗資料館についても用途廃止を行い、普通財産とした上で、一体的に売却する方向で考えております。

また、建物のない土地のみの普通財産につきましては、毎年、除草業務の維持管理費がかかっておりますので、所在や広さ、経常的に需要が見込める土地を優先的に売却できるよう進めていく予定でございます。

続いて、行政財産として管理している施設につきましては、今後他の既存公共施設の代替施設として利用などを検討し、使用しない施設につきましては、売却等の処分をしていく必要があると考えております。

また、立地的に売却が見込めそうな施設につきましては、旧糸貫西幼児園と同様の条件付一般競争入札にて売却を検討し、立地的に売却が見込めないと思われる施設につきましては、今後所管課と調整を図りながら、貸付けなどの検討をしてまいりたいと考えております。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

現在、本市は使用しなくなった土地・施設が生じた場合、他の行政目的による活用意向を全庁的に確認し、活用意向があるものについては活用の必要性や整備コスト等を考慮し、検討を進め、また活用意向のない施設については、売却を含めた有効活用を検討されていることとは思いますが、どうか停滞させることなく速やかに次の利活用に供することができるよう、常にスケジュール感を

持って御検討いただき、前へ前へと進めていただきますことを強くお願いさせていただきます。

また、今後において建て替え移転等を行う場合には、旧の施設はどうするのかといったことも併せてセットで考えていくことも必要ではないかと思います。

さらには、現在、旧真桑幼児園は、真正民俗資料館の展示品の保管庫として一時的に活用されています。現在市内には、真正、糸貫、本巣、本巣民俗資料館の別棟「徳山の家」を含めますと４つの民俗資料館がありますが、本当に４か所の民俗資料館が必要なのでしょうか。いろんな御意見はあろうかと思いますが、私は庁舎も１つになったこのタイミングで民俗資料館についても、来場者数の現状を鑑みますと、１つにしてもいいのではないかと考えています。

なぜそのような話をしたかと申しますと、現在の旧真桑幼児園では、保管庫として一時的に利用しているとはいえ、使用している期間は次のステップには進めない状況が続きます。また、仮にも賃貸あるいは売却を進めることになった場合には、現状ではまた次の展示品の保管先を探さなければなりません。遊休資産の利活用を検討していくに当たり、今ある４つの民俗資料館をどうしていくのか、このことについても併せて検討し、方向性をお示ししていただきたいと思います。

市の遊休資産を今後どう利活用していくのか、この問題は行政だけでなく市民、議会も含め考えていかなければならない課題であります。本日御答弁いただきました件も含めまして、今後も議論を深めていきたいと思っております。

以上で、１つ目の質問を終わります。

次に、２つ目の質問をさせていただきます。

２つ目の質問は、可燃物ごみ収集袋についてです。私たち、日々生活をしていく上で必ず出るのがごみです。一言でごみといっても、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに大別されるかと思いますが、今日はその中でも可燃ごみについて考えてみたいと思います。

現在、本市では、企業や住民から排出される可燃物ごみは、岐阜西濃地域の３市７町で構成する西濃環境整備組合で処理されています。私も議員にさせていただいた早々に、他の１年生議員の方と一緒に同組合のごみ焼却施設を見学させていただく機会をいただきましたが、排出されたごみが周辺の環境にも配慮され、安全かつ衛生的に処理されていることに大変感銘を受けました。

さて、令和５年度の本市のごみ排出量でありますが、市民の皆様の御努力・御協力により前年度対比ごみ排出量は減少しました。しかし、昨今の光熱費等の増加によって同組合への負担金は増加しています。今回私は、こうした現状や可燃ごみの処理に係る費用について、市民の皆様に御認識いただき、さらなるごみ減量につなげていければなあという思いから質問をさせていただきます。

それでは、１点目の質問をさせていただきます。

本市の年間の可燃ごみの排出量と、その処理費用等に係る西濃環境整備組合に支出している負担金の推移と傾向についてお尋ねをいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

西濃環境整備組合への可燃ごみの搬入量につきましては、大きく分けて家庭系と事業系に区分されており、おおむね半々の割合でございます。家庭系は各地域ステーションで回収されたごみ、事業系は主に各事業所で回収されたごみでございます。

搬入量の推移につきましては、令和５年度とコロナ前の平成30年度の搬入量を比較しますと、家庭系では約５％、206トン減の3,830トン、事業系は約２％、96トン減の3,819トンとなり、合わせて令和５年度は7,649トンとなり、コロナ前の平成30年度と比較して300トンの減、減少率は約４％となっております。これは市民の皆様の減量化の取組のたまものだと思っております。

また、西濃環境整備組合の負担金につきましては、各市町２年前のごみの排出量を基に算定されており、令和５年度の各市町の負担金については、令和３年度のごみの搬入量により算出されております。

負担金の推移につきましては、平成30年度については１億7,040万2,000円、令和５年度が２億2,651万2,000円で、約33％増となっております。主な増額理由といたしましては、令和５年度は電気料金の高騰による光熱水費の増によるものでございます。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

令和５年度とコロナ前の平成30年度の搬入量の比較では、家庭系では約５％、206トン減、事業系では２％、94トン減、合計300トン減で、約減少率が４％であること。また一方で、負担金の比較では、電気料金の高騰による光熱費の増加により約33％増加しているということが分かりました。

現在、本市では、可燃ごみについては市が指定する専用のごみ袋を購入し、ごみを出しています。ごみ袋は現在、45リットル用の大、30リットル用の中、20リットル用の小袋の３種類があり、１セット20枚入りで、大が1,000円、中が800円、小が600円で販売されています。１枚当たりでいえば、大が50円、中が40円、小袋が30円となります。そのごみ袋ですが、当然作るのには製作費がかかりますし、ごみ袋は市内のドラッグストアやホームセンターでも販売されており、取扱店への委託料も発生していると思います。

そこで、２点目の質問をさせていただきます。

可燃物ごみ収集袋の１枚当たりの経費内訳といいますか、原価はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

可燃ごみ袋１枚当たりの経費につきましては、まず製作費といたしまして、令和５年度の可燃ごみ袋製作枚数、45リットル大袋が37万4,000枚、30リットルの中袋が25万枚、20リットルの小袋が22万2,000枚で、合計製作枚数は84万6,000枚、製作金額は907万9,000円でございます。１枚当たりの経費は、製作金額と製作数量で割り戻しますと、１枚当たり約11円となります。

次に、取扱店委託料といたしましては、可燃ごみ袋の販売委託料は、ごみ袋１枚当たり１円で販売をお願いしており、取扱いしていただいている41業者に対して81万6,000円を支出しております。したがいまして、可燃ごみ袋１枚当たりの経費につきましては、合計約12円となります。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

１枚当たり製作費で約11円、販売店への販売委託料が１円ということで、合計約12円の経費がかかっているということが分かりました。

では次に、３点目の質問をさせていただきます。

令和５年度における可燃物ごみ１袋を処理するのに要する費用は、一体どれぐらいかかっているのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

令和５年度における可燃ごみ袋１袋当たりの処理費用につきましては、まず週２回の各地域ステーションから可燃ごみ回収に係る費用として、可燃ごみ収集運搬委託料が合計で7,381万6,000円でございます。

次に、可燃ごみ処理に係る費用として、西濃環境整備組合負担金は２億2,651万2,000円でございますが、令和３年度の家庭系の搬入量が4,026トンで、割合は本市全体の約48％でございますので、案分計算しますと負担金は１億872万6,000円となり、回収費用と合計しますと、可燃ごみ袋の処理費用は１億8,254万2,000円となります。１袋当たりの処理する費用は、令和３年度の販売枚数88万1,000枚を仮に処理数量とし、処理費用で割りますと、１袋当たりの処理する費用は約207円となります。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

ごみ袋を処理する費用の内訳としては、可燃ごみ収集運搬委託料、そして西濃環境整備組合の負担金があり、ごみ１袋を処理するのに要する費用というのは約207円かかっていることが分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

令和５年度における可燃ごみ袋の販売数量と販売手数料金額、そして可燃ごみ１枚当たりの販売手数料収入はどれぐらいになるのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

令和５年度における可燃ごみ１枚当たりの販売収入につきましては、可燃ごみ袋の販売数量１セット20枚入りで、45リットルの大袋1,000円が２万442セット、約50％、30リットルの中袋800円が１万3,475セット、約30％、20リットルの小袋600円が8,074セットで約20％、販売枚数合計84万枚で、手数料合計3,606万6,000円です。１枚当たりの手数料収入は、販売量合計を販売枚数合計で割りますと約43円となります。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

３種類あるごみ袋が、大、中、小袋の順に売れており、また１枚当たりの手数料収入は約43円であることが分かりました。

さて、今まで御答弁いただきました数字から、令和５年度における可燃ごみ１枚当たりの収支について考えてみたいと思います。可燃ごみ１枚当たりの経費は、処理経費207円と製作・販売経費12円を合計しますと219円となります。そのうち、ごみを排出される市民の皆様からの手数料収入で43円を御負担していただいておりますので、差し引きいたしますと、一般財源では176円負担しているという計算になります。割合にして、ごみを出される方の負担金、受益者負担金が約20％、一般財源が約80％ということになります。ごみ１袋当たり176円のお金を市が負担している現状であることが分かりました。私もよく台所に立ちますので、今後はこの金額を意識して、ごみは極力出さない、水切りをしてからごみ袋に入れる、そのようなことを徹底してまいりたいと思います。

次に、４点目の質問をさせていただきます。

昨今、物価高騰、特にガソリン代や光熱費等は顕著に値上がっています。今後、人件費、光熱費等の増加に伴い今まで以上に西濃環境整備組合への負担金増加が懸念されますが、市の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

西濃環境整備組合負担金の増加に対する懸念に関しましては、まず、一般廃棄物処理業務である可燃ごみ処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市にごみの収集、運搬、処分の責任が課せられておりますことから、基本的には市税などの一般財源で賄われるべきものと考えております。

一方、市では、既に実施しております指定ごみ袋の有料化につきましては、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、全国自治体の６割以上が実施している状況となっております。

また、国の令和６年度の地方財政計画において、物価高への対応として、ごみ収集などの委託料の増加を踏まえて一般行政経費の普通交付税の単位費用措置を約３％程度引き上げされており、財源保障されている旨の通知がありました。

組合の光熱水費及び燃料費等につきましては、令和５年度と平成30年度と対比すると約37％増となっており、現在、西濃環境整備組合の負担金に非常に大きく影響があり、市民の皆様によるごみの減量化の影響は軽微なものとなっております。今後も、環境行政は小さな積み重ねが重要であると思いますので、継続してごみの減量化を推進していきたいと考えております。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

令和５年度と平成30年度の比較では、組合の光熱水費及び燃料代が約37％増加し、同組合の負担金に大きく影響はしているものの、国も物価高への対応をしてくれるということで、少し安堵はいたしました。環境保護の重要性が高まる中、ごみの削減は、市民、企業が貢献できる重要な活動です。限りある資源を大切にするために、ごみを減らすという意識を持つ市民が一人でも増えるよう、引き続きごみの減量化の推進をよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、先日、ある男性、女性のお二人の市民の方から、可燃物ごみに関して同じようなお話をいただきました。その内容というのは、お二方とも現在の小のごみ袋よりもっと小さい５リットルから10リットル用の袋を作ってほしいというものでした。ある女性の方は、話の中で引き合いに出されたのが香川県の高松市でした。お聞きをいたしますと、その方が高松市の親戚のところに行ったときに、５リットル用の市指定のごみ袋がごみ箱にセットされていたそうで、高齢者の２人暮らしなので出るごみの量も少なく、このサイズのごみ袋があるのは大変ありがたいと話をされていたとのことです。

高松市には、大・中・小のほかに10リットル相当の特小、５リットル用の超特小の５種類あると

聞き、現状ではマイバッグを忘れたときやマイバッグに入り切らない買物をしたときにはレジ袋を仕方なく購入していますが、もしレジ袋が市のごみ袋として使えるならば袋を購入してももったいなくはない、本巣市でもぜひ作ってほしいというものでした。

もう一方の男性の方は、頻繁にコンビニを利用されておられるようで、よくマイバッグを持参せずにコンビニへ行くため毎回レジ袋を購入しているとのことで、もしレジ袋と同じようなサイズの市のごみ袋があればそのままごみ袋として使用できるので大変ありがたい、ぜひレジ袋サイズのごみ袋を作ってほしいというものでした。

私は、お二方の意見も踏まえて、本市でも小よりも小さいごみ袋があってもいいのではないかなと考えています。その理由としては、１つ目はごみ袋が安く買え、負担軽減になること、２つ目は、高齢者にとってごみ袋が運びやすくなること、３つ目は、今後、高齢者世帯や単身世帯の増加により排出されるごみの量は減少することが見込まれ、それに伴いレジ袋サイズのニーズが高まること、４つ目は、小さいサイズのごみ袋をレジ袋として使用することで脱炭素、ＳＤＧｓにも貢献できると考えるからであります。

そこで、５点目の質問をさせていただきます。

本市で５リットルから10リットル用の可燃物ごみ収集袋を作成することについて、また、ばら売りを可能とし、レジ袋として使用することについての見解をお伺いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を青木水道環境部長に求めます。

青木君。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

５から10リットル用の可燃物ごみ収集袋の作製につきましては、令和５年度の可燃ごみ袋の販売状況では、20リットルの小袋の割合が全体で約20％となっております。今のところ窓口などにおいて、小袋よりさらに小さい袋を要望されるお声は聞いておりませんが、今後、５年ごとの一般廃棄物処理基本計画の改定を令和８年度に予定しておりますので、その中でアンケート調査を行い、ニーズに応じて、コスト面も考えながら検討していきたいと考えております。

また、ばら売りを導入し、レジ袋として利用することにつきましては、先行事例として実施されている自治体もございますが、販売事業所の協力が必要なことや委託料の増額、ごみ袋の製作方法の違いなど課題もございますので、今のところ考えておりません。

〔６番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

髙橋時男君。

○６番（髙橋時男君）

確かに新たなサイズのごみ袋を作るとなりますと、新たな費用が必要となります。また、ごみ袋が小さくなればなるほど大きいごみ袋に比べて製作費用が割高になり、ごみ袋製作に伴う経費が増

大するという問題があると思います。

しかし、有料のごみ袋、かなり小さなごみ袋を作ることで、それがレジ袋としても利用されるということ、そう考えたときに、私はそのごみ袋に広告を入れたいという業者の方が現れる可能性も十分あると思います。そうなれば広告収入が得られ、大なり小なりの補填もできるのではないかと考えます。

また、ばら売りによるレジ袋として使用することについては、今のところ考えていないとのことでございますが、先ほどの男性のような思いを持っておられる方も見えます。いずれにいたしましても、既に小さいサイズのごみ袋を導入している自治体、またばら売りをしてレジ袋として使用している自治体の利用状況や効果なども調査・研究していただき、今後前向きに検討していただきますことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（飯尾龍也君）

暫時休憩します。５分間ほど休憩します。

午後１時41分　休憩

午後１時48分　再開

○副議長（飯尾龍也君）

再開します。

続いて、７番　寺町茂君の発言を許します。

○７番（寺町　茂君）

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きく２点させていただきます。

１点目は、害虫等による農業被害の対策及び被害状況についてお伺いしたいと思います。

先回の議会におきまして、水道環境部環境課のほうの水生生物調査の結果、指定された水量ではございますが、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシの分布状況が糸貫地域、本巣地域の境界部まで新たに発見され、北上しているような様子がうかがえると、このような御報告がございました。この拡大によって水稲にどんな被害が出るのか、非常に懸念されるところでございます。

また、先般、先ほどです、すみません、髙橋時男議員、柿について被害状況を一部お話しされましたが、柿だけでなしに、ほかの果樹、さらに野菜等にも今年度は非常にカメムシの被害が出ておると。柿農家の友達もおりますし、私も数年前まで柿を栽培しておりましたが、今年度の状況を聞くと、本当に製品がほとんどなくて、畑に製品にならない品物を穴を掘って埋めていると。何のために収穫しているのかと、１個柿をちぎって穴に捨てると、それの繰り返しやというような、そんな話も聞こえております。こんな状況を鑑みると、非常にこれからの農産物の安定的な生産に悪影響が出るのではないかと、このようなことを心配するわけで、この質問に移らせていただきます。

まず１つ目ですけれども、水生生物調査の結果で、水路限定ではありますが、かなり北部までスクミリンゴガイの分布が拡大したと、このような報告がございました。農政課に関しましても同様

の調査をされておることと思います。その調査結果及び何らかの対応をされているのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

農政課が実施していますスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの分布調査の概要及び調査結果についてお答えいたします。

水稲等への食害被害をもたらしていますスクミリンゴガイの駆除及び分布調査につきましては、平成22年度から実施しており、現在は本巣市シルバー人材センターに委託し、農業用排水路に産卵された卵については水中へかき落とし、成貝については、たもで捕獲する作業を行っております。また、駆除したスクミリンゴガイの卵や成貝の数を記録し、その場所を地図上に明記して捕獲分布図を作成しています。

駆除及び分布調査を実施する地域につきましては、過去の捕獲実績を基に決めており、新たにスクミリンゴガイの生息が多数発見された場合には駆除を実施しております。

今年度の駆除実績につきましては、７月から10月までの４か月間で52回の巡回を実施し、成貝26万265個、卵塊１万3,352個を駆除しました。

また、駆除を実施した地域は、糸貫地域では、長屋、見延、有里、南屋井、糸貫更屋敷、早野の自治会、真正地域では、西町、八ツ又、大門、神明、西軽海、十四条、宗慶、小柿、竹後、浅木、海老の自治会となっています。

これらのことから、本市の分布傾向といたしましては、主に市南部の糸貫、真正地域を中心に生息地域が拡大している傾向でございます。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

御報告にございましたように糸貫地域の長屋という地名が出ておりまして、かなり北部のほうに分布が広がっているような状況がうかがえる答弁でございました。ただそんな中で、駆除数が、成貝が、これは26万なのかな、卵塊については１万3,000という途方もない数を駆除していただいているようで、非常にこれはありがたいことだと思います。

実際、分布拡大が見られるようでございますが、２つ目の質問ですけど、水稲に対する実害というのはどの程度出ているのか、把握がされているのか。また、駆除剤のスクミノンに対して補助がされておるわけですけど、補助使用がどれくらいされているのか、お伺いしたいです。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

水稲へのスクミリンゴガイによる実害については、定量的に調査したデータがないことや、担い手等からの実害の相談や被害の報告のようなものが出ていないことから、市では把握していない状況でございます。

次に、駆除剤購入に関わる補助制度につきましては、瑞穂市、本巣市及び北方町で構成されています本巣地域水田農業担い手連絡協議会からの要望により、２市１町で連携して広域的に駆除を行うことを目的としてジャンボタニシ被害防止対策事業の制度を創設し、令和４年度から事業を開始しています。

補助制度の内容につきましては、作付時期にスクミリンゴガイを防除するため、メタアルデヒド成分を含むスクミノンの農薬を散布する防除事業と、作付をしていない時期にスクミリンゴガイの越冬を抑制するために、秋に石灰窒素の農薬を散布する越冬抑制事業に対し、面積１アールにつき175円を上限に農薬の購入金額の２分の１を補助しています。

次に、補助金の活用実績につきましては、防除事業では令和４年度11件、令和５年度24件、令和６年度21件であり、越冬抑制事業では令和４年度５件、令和５年度３件、令和６年度は現時点で１件となっています。

次に、補助金の交付実績でございますが、防除事業では令和４年度16万293円、令和５年度63万4,815円、令和６年度76万70円であり、越冬抑制事業では令和４年度34万5,374円、令和５年度37万3,275円、令和６年度は現時点で１万5,400円となっており、年々補助金の交付額が増加傾向である状況となっています。

この補助制度につきましては、本巣地域水田農業担い手連絡協議会から引き続き事業の継続を望む声があり、また補助金利用者からは、圃場内に薬剤散布をすることでスクミリンゴガイの駆除に効果があるとの御意見をいただいておりますので、令和７年度以降も瑞穂市、本巣市及び北方町の２市１町で連携を図り、広域的に事業を継続していきたいと考えております。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

メタアルデヒドを主成分とするスクミノンについて補助金が出され、効果があるので継続の要望があるというようなお話でございましたが、メタアルデヒドというのはアセトアルデヒドの重合体でございまして、アセトアルデヒドといえば、人間の方々がお酒を飲んだ後に悪酔いを起こす基になる物質でございまして、メタアルデヒドをスクミリンゴガイが吸入すると酔っ払い状態になって神経麻痺を起こして、やがては死亡するというような、こういうタイプの薬でありまして、実はカタツムリ、ナメクジ等にも同じような効果があるということで、かつては食用にしない植物に対し

てしか使えなかったものが、いろいろな研究がされて、さらに動物実験、植物実験、あるいは土壌にどれくらい残留するかというような研究の結果、2008年から食用の水稲に対しても使えるような研究がなされ、こうして生まれたわけですけれども、実際に使用に際しては幾つかの注意事項がございます。

特に水田に散布する場合は、散布した後しばらくは水を出さない。当然かけ流しに水を入れないと。１週間くらいはそのまま静止しろという、そんなような注意書き及び動物に対しても被害があるので、保管に関してもそういった注意事項が書かれておるわけでございますが、再質問ですけれども、申請者に対して、その後的確に利用されたかどうかという事後の確認というのはされているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

補助金を希望される方には、薬剤散布完了後に本巣市ジャンボタニシ被害防止対策事業補助金交付申請書というものを提出していただいております。購入した薬剤の名称とか購入量、購入額、散布した水田の一覧表、使用した薬剤の写真や散布後の圃場の写真、領収書の写し等をつけていただいております。農政課の担当職員が審査し、問題がなければ市が交付決定をいたし、その後、農家さんから請求書をいただいて支払いがされている状況です。

市としましては、圃場面積に適した薬剤量なのか、薬剤価格は適正なのか、また転売目的等で不正に取得をされていないか等を審査して、適正な処理に努めているところでございます。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

申請を受けるだけでなしに、事後においても写真確認やら量についての確認もされているということで、外部への影響は少ないというふうに受け止めておきたいと思います。

続きまして、柿、果樹、その他の作物に対して、今期は非常にカメムシの被害が出ていると。カメムシが急激に増えた理由というのは、一つの理由は暖冬にあると。カメムシというのは成虫のまま越冬するわけでございますが、ここ数年の暖冬傾向で、越冬中に死滅する数が減って、春になっても生き残る数が増えたと。こういうような形で越冬数が増えた。カメムシというのは、果樹とかほかの木の実などを食べます。越冬から覚めたちょうど早春というのが、実際果樹とか食べ物が少ないわけで、彼らはどこへ行くかというと、ちょうどその頃、杉とかヒノキが花粉を飛ばして実をつける時期でございます。そうすると杉、ヒノキのある場所に移動します。杉、ヒノキの丸っこい球果というんですけど、球果を食べながら、ちょうど産卵期を迎えます。大量に子どもが生まれて、親は死滅しますが、その子どもたちが今度、杉、ヒノキの球果を食べるわけですけど、到底数が足

りないので、そういった杉、ヒノキの山林を離脱して、また平地にやってくるというようなことで、初夏から秋にかけて大量に被害が起こるというような現状でございます。

被害対策、防除だけでなしに、産卵場所についても何らかの手当てが必要かと思いまして、３つ目の質問をさせていただきます。

柿などの果樹やその他の作物に対して、カメムシの被害が非常に出ているという声が聞こえております。被害状況についてはどの程度把握されているのか。また、山林の整備も速やかに進める必要があると思いますが、御見解はいかがなものか、お願いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

カメムシの大量発生につきましては、温暖化により昨年の冬場の気温が高く、カメムシの越冬数が増加したことや、杉やヒノキの花粉の飛散量が多く、カメムシの餌となる球果が豊富にあったこと、今年に限っては８月の台風10号により農薬散布の適切な時期を逃し、効果的な防除ができなかったことが要因とされています。

本市における果樹やその他作物のカメムシによる被害状況でございますが、柿の出荷収量につきましては、前年比約５割から６割の見込みであると予測しています。

柿をカメムシから守るためには、発生状況を県病害虫防除所やぎふ農業協同組合から入手し、根気よく薬剤散布などの防除を行うことが効果的であります。

次に、山林整備を速やかに進めていく必要性につきましては、本市としましては、森林環境譲与税を活用した間伐の推進をはじめ、国や県の補助事業による間伐、岐阜県森林公社や国の森林整備センターの分収造林地などの整備が順調に進むよう、総合的な推進を図ってまいりたいと考えています。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

今年度、こんな大きな被害が出たのは多分初めてのことで、懸念されるのは、まだまだ温暖化傾向が続く、杉、ヒノキの山林の整備というのもなかなか進捗状況がそんなスピーディーではないというような状況から鑑みると、来年度以降も同様の被害があるのではないかということが予想されるわけでございます。中には、来年も駄目やったらもう柿の木を切ろうかとか、この作物を作るのをやめようかというような声も聞こえまして、これから先の安定した農業生産が見込めるのかということに非常に不安を感じるわけでございます。安易に補助をしたからどうという問題ではないかもしれませんが、実際にカメムシ被害に対して補助、支援をしている自治体も全国的には見られます。本市の補助、援助、支援に対する考え方はいかがなものか、お伺いしたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

カメムシの駆除に対して補助支援している自治体につきましては、県内21市の中では、高山市及び瑞浪市がカメムシやイモチ病などの水稲の病害虫被害防止のため、一斉防除する地域の各自治会や農事改良組合などに対し、薬剤購入費に対する補助をしています。果樹カメムシ類による害虫防止では、京都府や鳥取県で農薬や殺虫剤の購入費に対する補助を行っています。

本市の補助支援に対する考えでございますが、カメムシの大量発生要因につきましても年ごとや地域ごとに発生の状況は異なっており、不確定要素があることから、現在のところカメムシ駆除に対する補助支援は考えておりません。

一方、カメムシによる農作物の被害を受けた農業者が多く見えますので、農業者から被害などによる収入補償の相談があったときには、全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下なども含めた収入減少を広く補填する制度で、全国農業共済組合連合会が加入を推奨する収入保険を紹介していくことを考えております。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

不確定なことということで、まだ被害が出始めたところで、これから先被害が続くようであったり、さらにカメムシに対する有効な農薬が開発されたりするような状況であれば、また考えていただけるように、特に今夏、鳥取県が名産の梨に被害が出たということで、臨時補助金を出したりしております。柿というのは、本市にとっても知名度を上げる作物の一つであり、またふるさと納税の返礼品として寄附金の増額にも寄与している作物かと思いますので、それはよろしくお願いします。要望としてお願いしたいと思います。

では、２つ目の質問、ふるさと学習について。

ふるさと学習というのは、地域の自然、歴史、文化、伝統、行事、産業といった、こういった教育資源を活用して、学校、家庭、地域が一体となって、ふるさとに誇りを持って、さらに心豊かでたくましく子どもが育まれ、でき得れば家族みんながふるさとに自慢が持てるような地域であると、こんなことを目的としているのかと思います。

たまたま現在、大河ドラマで紫式部、清少納言が出ておりますが、紫式部の日記には敦良親王が生誕50日でしたかのお祝いの席で席田という歌謡が歌われたと記しておりますし、清少納言の枕草子には川の段というのがございまして、糸貫川といえば催馬楽を思い出すというような表記がされておりまして、そういった著名な女流作家の残した作品に当地が出ているというようなこともありまして、非常にそういったことを利用してふるさと学習を進めるチャンスかと思います。

昨年ですね、第４回定例会におきまして、ふるさと学習についての質問をさせていただいたところ、本市は教育方針を、ふるさとを愛し、ふるさとに自信と誇りを持ち、ふるさとをルーツに未来を開き、たくましく生き抜く子の育成とし、その中核にふるさと学習を位置づけています。各学校のふるさと学習の成果を共有する機会として、オンライン活用、ＣＣＮｅＴでの紹介や交流・議論の場を持つ等で共有の場をつくり上げていきたいと、このような御答弁をいただいたわけですけど、１つ目の質問です。

その後の各学校におけるふるさと学習への取組と成果、また交流や議論の場というのは設けることができたのか、お伺いします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治君。

○教育長（川治秀輝君）

各学校におけるふるさと学習への取組と成果及び交流・議論の実践についてお答えします。

ふるさと学習は、ふるさとの歴史、文化、自然の魅力などを学ぶことで、地域への愛着や誇りが育まれ、自ら地域を大切にしようとする意識が高まります。さらには、地域社会への貢献意欲やアイデンティティー形成に大きく寄与します。

本巣市のふるさと学習で重視していることは、地域に出かけ、実際に体験し、五感を通して学ぶことです。全ての学校で、その地域のふるさとの特色を肌で感じ取り、体を使って活動し、専門家からの話を聞くなどして学びを深め、多くの成果が上がっています。

各学校の取組といたしましては、例えば本巣小学校では、ふるさとが生んだ古田織部の生き方や功績についてとことん学び、織部焼に挑戦して器を作り、さらに作った器で茶人や地域の人々とお茶会を催し、古田織部を語り合う学びを行っています。根尾学園では、淡墨桜を後世にも伝えていこうと、淡墨桜の種を拾い、苗木づくりの栽培活動を続け、桜の歴史を学び伝えています。また、席田小学校では雅楽「催馬楽席田」を謡い継いでいます。その際、清少納言が枕草子で糸貫川を取り上げ、糸貫川といえば催馬楽を思い起こすと記されたふるさと席田が、その当時から宮中でも話題になっていた悠々の歴史ある地であることを学びます。そのほか、土貴野小学校、一色小学校などの生き物調査、真桑小学校や真正中学校の真桑文楽の継承などを進め、全ての学校の子どもたちにふるさとへの愛着と誇り、そしてよりよい記憶が刻み込まれています。

こうした取組を交流・議論することは、地域の一員であるという自覚と、ふるさとを守り、よりよくしたいという気持ちを高めます。さらに、各地域のよさを市全体のふるさとのよさとして捉え、郷土愛を広め深めます。また、議論を通して、今後の課題やその解決のための取組など、新たな視点を学ぶことができると考えています。

本来なら、こうした交流・議論の場を児童会・生徒会サミットに位置づけることが有効ですが、本年度は本巣市子どもの権利条例制定に向けた取組に絞ったため、全学校間の交流は行われていません。しかしながら、学校間の交流・議論の場はどんどん広がっています。

本巣小学校は、先ほど紹介した古田織部について、同じ中学校区の外山小学校と交流・議論の場を持ちます。また、本巣中学校では、いつまでも蛍が舞う席田用水であるために心を込めて川の清掃をする活動が伝統となっており、その取組を糸貫中学校とともに、席田用水と糸貫川のつながりとして、川をテーマに交流・議論の場を持っていきます。根尾学園ではMotosuをtomosu事業で、淡墨桜の桜守の立場として全地域の小学生と交流・議論の場を設け、淡墨桜について市内全体に広げています。

今後は、それぞれの地域のふるさとの宝は本巣市全体の宝であると捉え、もとまるパークドームテントに全ての学校が集結し、それぞれのふるさとの学びを楽しく伝える本巣市ふるさとマルシェなどを開催し、児童・生徒だけではなく、子どもも大人もごちゃ混ぜになったふるさと学習の交流・議論の場として位置づけていきたいと考えております。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

大変うれしいお話を聞かせていただきました。もとまるパークを活用して全学校で発表会ができるような、そんなすばらしいことが実現してくれることを期待します。この広い本巣市ですから、自然、地形もそうでしょうし、歴史も文化も伝統もそれぞれ違います。また、輩出した著名人もそれぞれにあるかと思います。こういったことというのを学校単位だけでなしに、やはり本巣市民全体に共通の認識として持てるようにすることで、郷土愛を高めてふるさとを大切にしていこうと、こういう気持ちが発生するものと思います。

２つ目の質問ですけど、こういった各学校で一生懸命にされているふるさと学習の成果、これを学校間の交流だけでなしに、地域の方々、ひいては本巣の市民の多くの方に向けて発信される手だてが欲しいと思いますが、その点についての見解をお願いします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

ふるさと学習の成果を地域住民など多くの市民に発信していくことについてお答えします。

本巣市は、先ほどお話しいただいたとおり、教育方針をふるさとを愛し、ふるさとに自信と誇りを持ち、ふるさとをルーツに未来を切り開き、たくましく生き抜く子の育成とし、その中核にふるさと学習を位置づけています。ふるさとをルーツに生きるポイントは、まさに地域の歴史や文化など体験を通して深く学び、自ら伝えること、発信することにあります。自分の言葉や文字で伝えることは、思考力を高め、表現力を豊かにし、さらに課題を見つけ、その解決に向かう力を育てていきます。

子どもたちによる発信は、まず各学校において地域の方々への学習発表会などによって行われています。探究したふるさと学習の内容を、保護者や地域の方々を招待し発表しています。地域の

人々は、子どもたちの学習会での発表を心待ちにし、子どもたちの熱心な発表にエールを送るだけではなく、子どもたちの発表から改めて地域のよさについて認識を深めたり、逆に地域課題について再認識したりして、子どもたちと共によりよい地域づくりのために寄与していこうとするきっかけとなっています。

また、根尾学園においては、スリランカにあるコロンボ日本人学校の児童・生徒とオンラインでつながり、ふるさと学習について学びの成果を発表し合いました。両学校の置かれている自然環境、文化、芸術についても大きな相違点があり、国際的な視野で発信したことにより、子どもたちはより地域のよさを伝える責任を実感することができました。

市全体への発信といたしましては、本年度は特に国民文化祭をそのメインにしました。ふるさとの学習の一環として、席田小学校が雅楽「催馬楽席田」を謡い、外山小学校が「振鉾」を舞いました。真正中学校も真桑人形浄瑠璃を演じ、伝統・文化の継承を行いました。これまでは、それぞれの地域で伝統を守り継ぎ、その地域の方や保護者を対象に披露していた伝統芸能を、満席の文化ホールで本巣市民へ広く発信することができました。

また、ケーブルテレビを通して、これまでに土貴野小学校の蛍の幼虫の放流、席田小学校の富有柿の学習など、各学校のふるさと学習の様子が子どもたちの言葉や姿で伝えられ、広く市民に発信されています。さらに、「広報もとす学びの窓」において、各学校のふるさと学習の発信も行っています。

子どもたちは、自ら体験した学びを発信することを通して、ふるさとのよさを語りつなぐ力を育んでいます。そこには、ふるさとの魅力をストーリーで語れる大人の存在や出会いが大切であり、その方々の語りや生き方に向き合う機会をどんどん増やし、それを子どもから発信していくふるさと教育を進めてまいります。

〔７番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

寺町茂君。

○７番（寺町　茂君）

ありがとうございました。

各学校に今も総合的な学習というのはございますが、大抵の学校が学年単位で行われていて、例えば生き物について調べるというと、やっぱり全員が興味があるわけではございません。やはり私は歴史のほうがいいとか、ほかの分野のほうがいいと、こんな児童・生徒もおるわけで、でき得れば好きな項目を子どもたちに選ばせて、小学校なんかはちょっと厳しいかもしれませんが、例えば５・６年だけとか、中学校は１・２・３年共通でもいいですけど、縦割り型の総合学習で、自分たちの好きな分野で本巣のいいところを探索するというような学習も非常に面白いのかなあという感じがします。そういった成果を先ほどの、それこそもとまるパークで発表し合えるなんていうのは非常にすばらしいことだと思います。そういった形態の学習もあるような、そんなことがあるよというようなことをお話しして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（飯尾龍也君）

続いて、８番　澤村均君の発言を許します。

○８番（澤村　均君）

昼食後の一番眠い時間、あとしばらくお付き合いをいただけると、ありがたく思います。

９月議会でも一応お米のことでお話をさせていただきました。今回も、まず最初がこの食に関してのお話でございます。

８月の終わりから９月で新米が取れる、やっとこれで落ち着いてきたなというときで、かなり安心しておりました。そして、９月、10月で新しいお米を十分手に入ると思って、農家の方にお願いに行きました。そうしたら、いきなり今年も２割ぐらいの減収だと。どうしてと聞いたら、やっぱりカメムシ、先ほどありましたけど、カメムシ等で２割も減収しているということを聞き、ちょっとショックを受けました。安定してお米を食べられるなというちょうど一番新米のこの時期にこういうお話を聞くと、また来年の春先も足りなくなるのかという、これは現実的に作っておられる方があまり外には出せないという生の声です。そういうことを考えたときに、この一番最初の食の自給率についての大きく３つほどの質問をさせていただきます。

今年ですか、国の緊急事態ということで、備蓄米を放出できないかということを国会でも追及していましたが、結局、緊急事態ではないという国の判断で、結局、米が、流通が足りなくなったのか、風評被害で買い込みが進んでいるということなのか、本当にスーパーにお米が全然なくなったということを踏まえて、１つ目の質問をさせていただきます。

本市では、天候不順等、緊急事態に備えての食料の備蓄を考えることができないかをお尋ねします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

記録的な猛暑や水不足により主要な米産地の収穫量が大幅に減少するとともに、高温による品質低下、またコロナ禍からの外食需要の回復なども加わり、市場での白米流通量が減少し、夏頃から米の価格が急騰し、全国的に米が不足する事態が発生いたしました。農林水産省の調査によれば、８月の全銘柄平均相対取引価格は前年同月比で約17％上昇し、平成18年の調査開始以来、８月としては最高値を記録しております。

また、８月８日、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けまして、各自治体等が食料や水の備蓄を呼びかけたことから、スーパーやホームセンター等の店頭から飲料水や備蓄食料がなくなり、インターネットでも在庫がなくなる事態も発生しております。

主要な食料である米穀及び麦等が不足となる緊急事態に備えては、平成５年に戦後最大の記録的米の生育不良により日本全国が深刻な米不足に陥ったことから、平成７年には主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が施行され、国による米の備蓄が制度化されております。農林水産省のホ

ームページによれば、現在は100万トンを備蓄しており、この量は10年に１度の不作にも供給できる量とされております。

このため、市としては米の備蓄予定はありませんが、市における状況等を国や県に報告するなど、連携を密にしていくこととなります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

先ほどの答弁で、国の備蓄は100万トンという数字ですが、大体岐阜県の米の生産量が100万トンぐらいあるという話を聞いております。それぐらいの量があるということが分かっておれば、安心して買いに走るということもないと思うんですが、やはりどうしても目の前にないと人は焦るものでございます。

そこで２問目です。

災害や天候不順等で被害を受けた農作物、この生産者のための支援ができないかということをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

今年の夏は熱中症警戒アラートが毎日のように発令された酷暑でございましたので、暑さや害虫などによる被害を受け、農作物等の収穫量が減少したとお聞きしています。特に、米につきましては全国的に米不足となり、スーパーなどの陳列台からなくなるような現象もございました。また、市の特産である富有柿につきましても、カラスやカメムシなどの被害を確認しています。

本市の支援の現状につきましては、災害や天候不順等で被害を受けた農作物等の生産者に対する市独自の支援は行っていない状況でございます。ぎふ農業協同組合や岐阜農林事務所も同様に支援は行っていない状況でございます。支援ができない理由としましては、災害や天候不順等で受ける被害は規模が大きいことや被害の基準を定めることが困難であることが原因と想定されます。

本市といたしましては、支援策はないものの、自然災害や害虫被害などによる収量減少や価格低下なども含めた農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補填する収入保険の加入を推奨するとともに、制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

国の政策で支援ができない、保険等で災害のときはカバーできるというお話ですが、日本の食料

自給率は３年連続で、カロリー基準で、農水省の発表で38%。国は2030年度までに自給率を45%に引き上げる目標を掲げてはおりますが、達成の見通しが立たない状況が続いております。

また、生産者も高齢化が進み、担い手の不足も進んでおります。大体１反お米を作れば１つの家族が食べていけるという８俵、９俵ですかね、そういうことを考えたときに、小さい農家がだんだんなくなっていく、農家も買って食べたほうが安いというこの今の現実を考えたときに、やはり自給率を上げるためにも農業生産者の援助とか増やすということを考えていかなければならないと思い、３番目の長期的に食料の自給率を上げるために安心して生産者を育成するという、こういう政策はあるのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市では、食料自給率を上げるための施策として、国の経営所得安定対策事業を活用し、担い手農業者等に対し、主に３つの交付制度による支援を実施しています。

１つ目は、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策というものです。この交付金は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額に相当する交付金を直接交付する制度でございます。

２つ目は、収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策というものです。この交付金は、米及び畑作物の価格が下落した際などの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度でございます。

３つ目は、水田活用の直接支払交付金です。この交付金は、水田を活用して食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物、加工用米等を販売目的により生産する農業者を支援する制度でございます。以上の支援制度を担い手農業者やぎふ農業協同組合、農事改良組合などの農業者団体と連携して進め、農業者の育成に努めています。

また、自給率を下げる要因として、農地や担い手の減少及び担い手の高齢化や後継者不足があります。本市では、その対策として、認定新規就農者の育成支援を行っています。就農初期の所得確保を支援する経営開始資金や、施設及び機械の導入を支援する経営発展支援事業を行っています。これにより令和３年度から令和５年度までの３年間で９人の認定新規就農者を増やすことができました。

今後もこのような支援を継続し、農業生産者の育成に努めてまいります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

国の減反政策によって、もう主食のお米を転作のほかの作物に切り替えていく。その一方で、農

業者の高齢化というのが拍車がかかり、ますます生産量が減っているという、これが今の日本の食料の自給率が下がっている原因ではないかと思われます。どうか生産者を育成する、こういう政策にも力を入れていただき、地元でも安心して暮らせる、そんな農業政策をよろしくお願いして、２つ目の質問に入らせていただきます。

県道長良糸貫線の進捗状況についてという質問なんですが、今、東海環状がかなりできてきたり、長良糸貫線もかなり進んでおります。

そこで、この１番目で、ＪＡ糸貫前の歩道付近の安全確保についてということなんですが、これは今の進捗状況とともにお尋ねをいたすものでございます。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長及び髙木教育委員会事務局長に求めます。

初めに、高橋都市建設部長に答弁を求めます。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

ＪＡ糸貫前付近は、現在、一色地域の通学路となっており、多くの小・中学生が道路を横断する箇所になっております。同箇所を含む国道157号線より西側の西部連絡道路までの区間につきましては、岐阜県の施工区間となっており、両側歩道の整備及び新たにできる交差点の必要な位置に横断歩道を設置する計画で進めていると聞いております。

多くの子どもたちが通学する道路であり、交通量も増加する可能性がありますので、引き続き事業主体である岐阜県に対して、安全対策に努めていただくよう要望してまいります。

○副議長（飯尾龍也君）

続いて、髙木教育委員会事務局長に答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

ＪＡ糸貫前の横断歩道付近の安全確保についてお答えいたします。

ＪＡ糸貫前の横断歩道については、糸貫中学校の約80名の生徒が通学路として使用しています。現在、糸貫中学校の教職員による定期的な立哨を行い、生徒の安全な登下校の見届けを強化しています。また、ＰＴＡ組織に位置づいている地域生活委員会の保護者もＪＡ糸貫前の横断歩道付近で生徒の安全を見守る活動を行っており、安全確保に努めているところです。

糸貫中学校の登下校では、自転車を使用する生徒の割合が９割を超えています。こうした現状から、毎年北方自動車学校の協力を得て、自転車安全教室や交通マナーに関わる研修の充実に努めています。重要な点は、生徒一人一人の安全な自転車走行の意識を高めることにあると考えています。

長良糸貫線の整備が進むにつれ、今後交通量の増加も見込まれますが、生徒の交通安全に対する意識の向上に向けた日々の指導や交通安全教室の充実、教職員や保護者の見届けを強化しながら、生徒の安全確保に努めてまいります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

この辺りの長良糸貫線については、県のほうの説明会というのに２度ほど参加させていただきました。踏切があるということでなかなか難しいという問題で、市長さんのほうも市長会あたりでいろいろと早くするようにということをアピールされていることもお聞きしております。一刻も早く整備されて安全な道路ができることを要望して、次の質問に入らせていただきます。

９月でしたか、東海環状自動車道の開通が半年ほど遅れるという、そういうお話を聞いております。岐阜市のほうも着々と進んで、この本巣市だけが少し遅れているという話なんですが、インターチェンジもあります、パーキングエリアもあります、この進捗状態がどの程度まで進んでいる、また完成予定について分かればお尋ねをいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

東海環状自動車道の山県インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間については、９月24日に国土交通省中部地方整備局より公表された最新の記者発表の中でも令和６年度の開通予定と示され、その中で本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間につきましては、橋梁工事で遅れが生じたため、開通が最大で半年程度遅れる可能性があると示されております。

今後も、国土交通省中部地方整備局や中日本高速道路株式会社と連絡・調整等を行い、開通時期の把握に努めてまいります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

半年ほど遅れるということなんですが、半年たてば開通して、かなり交通量も増えるということでございます。

このインターチェンジ辺りというのは、今でもモレラ岐阜のお客さん、県外の車がかなりおりまして、三橋の元の分庁舎の交差点辺りは本当に渋滞が続いております。慢性的な渋滞はともかく、これでまたインターチェンジが供用開始ということになると、今度は三橋北の交差点辺りが渋滞するのではないかという私の勝手な予想ではございますが、これに伴って、また長良糸貫線もできるわけですが、こういったことを総合的に踏まえて、本市としての渋滞予測というんですかね、こういうものをどの程度考えておられるのかをお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

東海環状自動車道本巣インターチェンジの供用開始、また、将来的な長良糸貫線の開通により、三橋北交差点付近の交通量の増加が予想されますので、国道157号線及び一般県道屋井黒野線については、右左折専用レーンを新たに設けるなど、岐阜県にて道路改良工事を実施されております。

本巣インターチェンジの供用開始後は、三橋北交差点を含む交通状況に注視し、国道157号線及び一般県道屋井黒野線の改良が必要な場合は、道路管理者である岐阜県に要望してまいります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

全く予測の域を超えない話で申し訳ないんですが、やはり新しい道ができると人はそちらを通りたがるものでございます。今はまだ長良糸貫線もなかなか頭と後ろができていないということで、予測も立ち難いと思います。こういうことも踏まえて、モレラ岐阜をはじめ、いろんなお客様に本巣へ来てくれる、こういうことを期待しながら、安全な交通体系をつくっていただきたいと思い、次の質問に入らせていただきます。

東海環状自動車道の開業に向けて、船来山古墳や淡墨桜の看板やモニュメントの設置予定はということで、大きくこの開通に向けて本巣市をＰＲできる、そういう絶好な機会ではないかと思い、この質問をさせていただきます。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市には、日本三大桜の一つとして認知されている国指定天然記念物根尾谷淡墨桜や国指定特別天然記念物の根尾谷断層をはじめとする多くの観光資源がございます。また、本巣インターチェンジに近い船来山では、現在、船来山古墳群の整備を進めているところでございますので、東海環状自動車道の開通を契機に案内看板等を設置し、本市を訪れる方が立ち寄りやすい環境を整えていくことは大変重要であると考えています。

現在、本巣インターチェンジの出口付近の国道157号に設置される道路案内板に淡墨桜などの市内観光地への案内看板を併設できるように岐阜県と調整しております。また、本巣パーキングエリアに併設しているもとまるパークにおきましても、デジタルサイネージ、いわゆる電子看板による観光ＰＲができるよう管理事業者と調整しております。

船来山古墳群につきましては、その位置を生かして東海環状自動車道を通行する車両から古墳群の場所を認識できるような看板などの設置も、整備に併せて検討してまいります。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

どちらにしても、あと半年から最長１年後にということで、インターチェンジ、またパーキングエリアも完成するということで、かなり期待ができるチャンスではないかと思います。淡墨桜や船来山古墳というのは、これから順次開発というんですかね、整備していかれるということなので、全てをセットにして本巣市の観光ＰＲをしていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

市営バスの運用方法についてでございます。

今、市民の医療、特に北部地域の合理化、医療の合理化ということをいろいろ考えながら考えたときに、今、市民の医療の充実、また専門性の高い医療を受けるための選択肢として、近隣にあります岐阜大学であったり、西濃厚生病院であったり、いろんな先進医療を受ける施設ができているわけですね。私も生命保険というので、一応高い医療の受ける高度先進医療のためのそういう割増しというんですか、そういうのをつけて、どんな大きな手術でもできるという、この年でもやっぱり体の病気のことは心配なので、そういう高度先進医療を受けられるような施設が近くにあるので、こういう機会に市営バスであったり、いろんな市の乗り物があるわけですけど、こういう乗り入れを将来的に考えてみてはという質問でございます。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

令和２年６月に策定しました本巣市地域公共交通計画では、樽見鉄道を基幹公共交通とし、岐阜バス大野忠節線、モレラ忠節線、真正大縄場線などを基幹公共交通を補完し周辺市町へ移動を伴う幹線公共交通としており、本巣市市営バスは基幹公共交通や幹線公共交通までのアクセスを担う地域公共交通として、居住地と主要施設などを結び日常生活における市内の移動を担う役割を持っていると位置づけをしております。

現在、本市から岐阜大学病院へのアクセスといたしましては、大野バスセンターやモレラ岐阜から発着している岐阜バス大野忠節線、モレラ忠節線にて、北方バスターミナルを経由して岐阜市忠節で岐阜大学病院へ直接乗り入れている岐阜バス岐阜大学・病院線に乗り換えていただく方法がございます。

また、西濃厚生病院には、ＪＲ岐阜駅から北方バスターミナルを経由して、しんせいほんの森、イオンタウン本巣から西濃厚生病院へ直接乗り入れる岐阜バス真正大縄場線があり、また同様に北方バスターミナルを経由してモレラ岐阜、みどり公園、イオンタウン本巣から西濃厚生病院の最寄りであるパレットピアおおのに停車する岐阜バス大野忠節線、モレラ忠節線がございます。

議員御提案の岐阜大学病院や西濃厚生病院へ乗り入れするため、無償にて運行している市営バスを他市町へ延伸することにつきましては、他の交通事業者の利用者が重複し、経営状況に直接的な

影響が懸念されること、また、１路線当たりの運行時間が過大になる上、労働基準法などでバス運転者への休憩時間を確実に確保した運行ができるよう求められていることから、運行便数を減らすなどの対応が必要となり、実現は難しいと考えております。そのため、他公共交通機関への乗り継ぎ情報などを周知することで、対応してまいりたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

澤村均君。

○８番（澤村　均君）

なかなか難しい問題でございます。私、南部地域はいろんな病院があったり、移動するにも、例えば本巣市のタクシーチケットでも２枚あれば大概のところへ行けるという、そういうことは分かっております。ただ、北部地域に関していいますと、やはり診療所の問題、今合理化させていくということも考えながら、北部地域の高齢者のための医療を考えたときに、こういった交通弱者というんですかね、高齢者のためのこういう施策は、年に１回なのか、３年に１遍なのか、５年に１遍なのか、市のほうでやっていくときに、一番最初に重要課題として北部地域の高齢者の足を考えていただきたい。これを要望しながら、今回の質問を終わらせていただきます。

散会の宣告

○副議長（飯尾龍也君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月６日金曜日午前９時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時53分　散会